

**第 6 期吹田市障がい福祉計画
第 2 期吹田市障がい児福祉計画**

案

令和2年(2020年)12月

吹 田 市

< 目 次 >

第1章 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	6
3 第4期吹田市障がい者計画における基本的な考え方	8
4 計画の策定体制等	12
第2章 吹田市における障がい者の状況	13
1 人口及び障がい者数の推移	14
2 障がい福祉施策に関わる市民の意識	19
第3章 第6期吹田市障がい福祉計画	30
1 計画の策定に当たって	31
2 成果目標	34
3 障害福祉サービス等の利用見込みとその確保策	51
4 障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組	69
第4章 第2期吹田市障がい児福祉計画	75
1 基本的な考え方	76
2 成果目標	78
3 障がい児支援の利用見込みとその確保策	85
第5章 計画に基づく施策の推進に向けて	90
1 実施体制と進行管理	91

* 「障がい」のひらがな表記について

表記の問題そのものは障がい福祉施策において本質的なことではないという意見もありますが、「害」の字の印象の悪さ、マイナス的なイメージにより、差別感や不快を感じる方や障がい者団体が少しでもおられるのであれば、その気持ちを尊重するという趣旨から、本市においては、平成21年（2009年）2月1日以降、新たに市が作成する文書等において「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがな表記としています。

ただし、法令や条例等の名称に「障害」と規定されている場合は、漢字を用いています。

第

1

章

第6期吹田市障がい福祉計画及び 第2期吹田市障がい児福祉計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障がい福祉施策の基本的方向性を明確にした「第4期吹田市障がい者計画」と、障がいのある人の地域生活の支援体制の整備に係る目標及びその確保策を定めた「第5期吹田市障がい福祉計画及び第1期吹田市障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の総合的・計画的な推進に努めてきました。

平成28年度（2016年度）から令和8年度（2026年度）までを計画期間とする「第4期吹田市障がい者計画」においては、「住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち吹田」を基本理念に、「当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進」、「障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用」、「ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築」の3つの基本的方向性を掲げ、障がいのある人に関わる施策分野の考え方について明らかにしています。

また、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までを計画期間とする「第5期吹田市障がい福祉計画及び第1期吹田市障がい児福祉計画」においては、第4期吹田市障がい者計画の基本理念の実現のため、安心して暮らせるまちをめざす上で、基盤となる障害福祉サービス等の確保策について定め、その整備に努めてきました。

国においては、障がいのある人に関わる制度改革が進められ、各種関係法令が成立しました。

○ 障害者総合支援法の施行（平成25年度）

平成25年（2013年）に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が施行され、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正されました。これにより、サービスを受けることができる障がい者の範囲に難病患者が加えられるとともに、地域生活支援事業においては、障がいへの理解を深めるための研修・啓発を行う理解促進研修・啓発事業や、障がい者やその家族、地域住民等による自発的な取組を支援する自発的活動支援事業、成年後見制度法人後見支援事業等が必須化されました。

○ 障害者差別解消法の施行（平成28年度）

平成25年（2013年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が公布され、一部の附則を除き平成28年度（2016年度）に施行されました。

この法律では、行政機関や民間事業者等における障がいを理由とする差別的取扱いによる権利侵害行為を禁止するほか、社会的障壁の除去を必要としている障がい者がいる場合に、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮がされなければならない（行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務）と規定されました。

○ 障害者雇用促進法の一部改正（平成28年度、一部平成30年度施行）

平成25年（2013年）に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）が改正され、平成28年度（2016年度）から雇用分野における障がい者差別の禁止や合理的な配慮の提供義務が定められるとともに、平成30年度（2018年度）から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定されました。

○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（平成28年度）

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人の日常生活や財産管理を支援する成年後見制度の利用促進のための周知・啓発、市長申立の積極的活用、研修の機会の確保及び被成年後見人の権利に係る制限の見直しを図ることなどが規定されました。

○ 発達障害者支援法の改正（平成28年度）

発達障がい者の一層の支援の充実を図るため、発達障がい者の支援のための施策の規定等、法改正が行われました。

○ 社会福祉法の改正（平成30年度）

「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市民の地域福祉活動への参加促進の環境整備、分野を超えた地域生活課題について関係機関と連絡調整等を行う体制づくりを今後進めていくことが規定されました。

○ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）の施行（平成30年度）

文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に、文化芸術の鑑賞や創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保等、文化芸術活動の環境整備を進めることが規定されました。

○ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の施行（令和元年度）

障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現を目的に、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備の推進について規定されました。

大阪府においては、令和3年度（2021年度）を始期とする「第5次大阪府障がい者計画」（第6期大阪府障がい福祉計画及び第2期大阪府障がい児福祉計画を含む）の策定が進められており、「すべての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」の基本的理念のもとに、障がい福祉施策のより総合的・計画的な推進に向けて各種の取組が進められる方向性が示されました。

以上の状況を踏まえ、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）を計画期間とする「第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者及び障がい児に係る施策を一体的に推進します。

障がい者に関わる法律と計画の状況

年 月		動 き	計 画														
			国	市													
平成18 (2006)	4	障害者自立支援法の施行 第2期吹田市障害者計画 (H18. 4~H23. 3) 第1期吹田市障害福祉計画 (H18. 4~H21. 3)	第2次障害者基本計画	第2期吹田市障害者計画	第1期吹田市障害福祉計画												
	12	国連で、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を採択															
平成19 (2007)	9	障害者権利条約に署名															
平成20 (2008)	5	障害者権利条約が発効															
平成21 (2009)	4	第2期吹田市障害福祉計画 (H21. 4~H24. 3)			第3次障害者基本計画	第3期吹田市障がい者計画	第2期吹田市障害福祉計画										
	12	障がい者制度改革推進会議 (H21. 12~H24. 7)															
平成22 (2010)	1	障害者自立支援法違憲訴訟の原告団・弁護団と厚生労働省が基本合意文書を取り交わし															
平成23 (2011)	4	第3期吹田市障がい者計画 (H23. 4~H28. 3)					第4次障害者基本計画	第4期吹田市障がい福祉計画	第3期吹田市障がい福祉計画								
	6	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が成立															
7	障害者基本法の改正																
平成24 (2012)	4	第3期吹田市障がい福祉計画 (H24. 4~H27. 3)	第4次障害者基本計画	第4期吹田市障がい福祉計画						第3期吹田市障がい福祉計画							
	6	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）を制定															
10	障害者虐待防止法の施行																
平成25 (2013)	4	障害者総合支援法の施行									第4次障害者基本計画	第4期吹田市障がい福祉計画	第3期吹田市障がい福祉計画				
	4	障害者優先調達推進法の施行															
	6	第3次障害者基本計画 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が成立															
平成26 (2014)	1	障害者権利条約の批准			第4次障害者基本計画	第4期吹田市障がい福祉計画								第3期吹田市障がい福祉計画			
	2	障害者権利条約の締結、日本において発効															
平成27 (2015)	4	第4期吹田市障がい福祉計画 (H27. 4~H30. 3)					第4次障害者基本計画	第4期吹田市障がい福祉計画	第3期吹田市障がい福祉計画								
平成28 (2016)	4	障害者差別解消法の施行 改正障害者雇用促進法の施行 第4期吹田市障がい者計画 (H28. 4~R9. 3)													第4次障害者基本計画	第4期吹田市障がい福祉計画	第3期吹田市障がい福祉計画
	5	成年後見制度利用促進法の施行															
	6	発達障害者支援法改正															
平成29 (2017)			第4次障害者基本計画	第4期吹田市障がい福祉計画						第3期吹田市障がい福祉計画							
平成30 (2018)	3	第4次障害者基本計画 第5期吹田市障がい福祉計画・第1期吹田市障がい児福祉計画 (H30. 4~R3. 3)									第4次障害者基本計画	第4期吹田市障がい福祉計画	第3期吹田市障がい福祉計画				
	4	社会福祉法改正															
	6	障害者文化芸術推進法施行															
令和元 (2019)	6	読書バリアフリー法施行			第4次障害者基本計画	第4期吹田市障がい福祉計画								第3期吹田市障がい福祉計画			
令和2 (2020)																	

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけと期間

「第6期障がい福祉計画」は、本市における障害福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。また、「第2期障がい児福祉計画」は、本市における障害児福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。近年めまぐるしく変動する障がい福祉施策の情勢に対応しながら、施策の充実を図るため、一体的に両計画を推進します。

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間です。

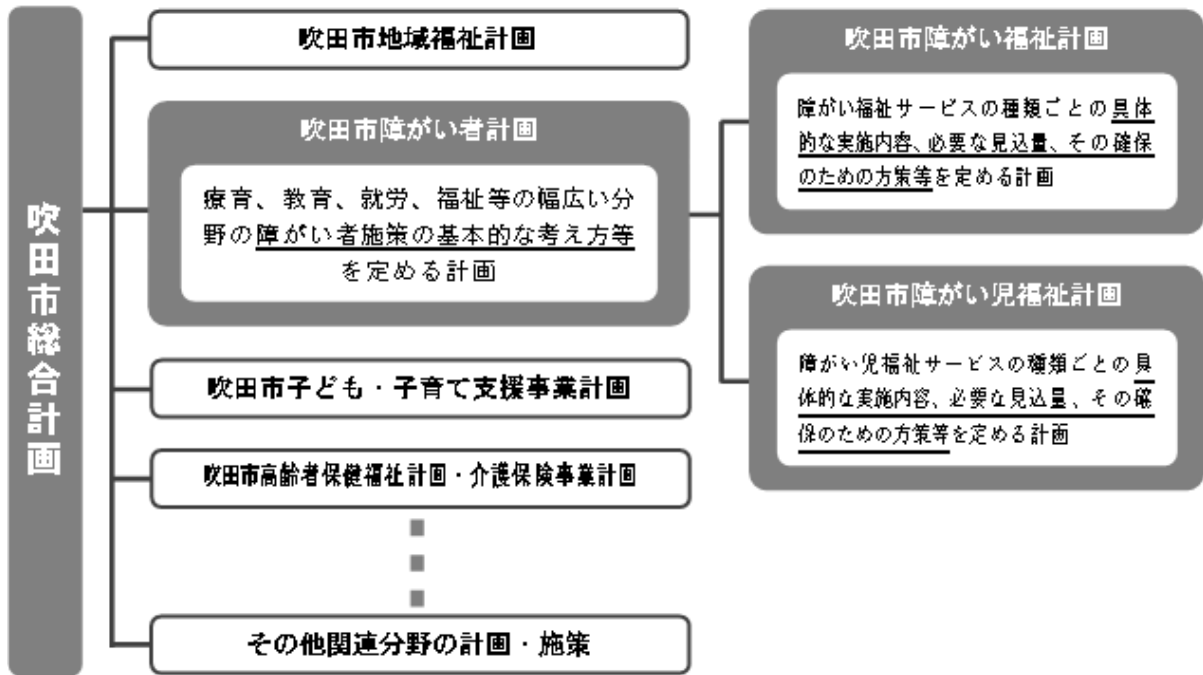
障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画

	第4期吹田市障がい者計画	第6期吹田市障がい福祉計画	第2期吹田市障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法第33条の20第1項
計画期間	平成28年度（2016年度）～ 令和8年度（2026年度）	令和3年度（2021年度）～ 令和5年度（2023年度）	令和3年度（2021年度）～ 令和5年度（2023年度）
内容	本市における療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障がい福祉施策の基本的な考え方等を定める計画	本市における障害福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画	本市における障害児福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画

(2) 他計画との関係性

本計画は、国や大阪府の定める計画・指針等の内容を十分に踏まえながら、本市のこれからあるべき姿やまちづくりの方向性を定めた「吹田市総合計画」の具体的な部門別計画として位置づけ、「吹田市地域福祉計画」、「吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「吹田市子ども・子育て支援事業計画」等、健康福祉分野をはじめとする各分野の関連計画と調整・整合を図りながら策定しています。

他計画との関係



各計画の期間

	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026
総合計画	第3次総合計画				第4次総合計画							
地域福祉計画	第2次	第3次地域福祉計画					第4次地域福祉計画					
障がい者計画	第3期	第4期障がい者計画										
障がい福祉計画	第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		第7期障がい福祉計画			
障がい児福祉計画				第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		第3期障がい児福祉計画			
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画				第3期		
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		

3 第4期吹田市障がい者計画における基本的な考え方

(1) 基本理念

住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち 吹田

障がい者は、特別な存在ではありません。吹田市における人口の5.6%の人が障がい者手帳を所持しており、およそ20人に1人の割合です。また、理由により手帳を所持していないが、その対象となると思われる人も含めるとその割合はさらに多くなります。障がいがあってもなくても一人の市民として、住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らしていくことができるまちを実現することが必要です。

ここで掲げる基本理念は、国連「障害者権利条約」の理念をベースにしており、この基本理念をもとに各施策の具体化を推進していきます。

また、障がいの概念が個々の機能障がい・能力障がいに着目する「医学モデル」から社会的障壁との関係性に着目する「社会モデル」へと転換されようとする中、障がい者が一定割合で存在していることを前提とした「ユニバーサルデザイン社会」への転換が大きな課題となります。

併せて、国連「障害者権利条約」の制定過程のスローガンである「私たち抜きに私たちのことを決めないで」に基づき、施策の具体化にあたっては、当事者参画を基本とすることが求められています。

(2) 基本的方向性

- 当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進
- 障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用
- ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築

1) 当事者参画、権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進

障害者基本法の第1条（目的）でうたわれている「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ためのはじめの一步が、「当事者参画、権利擁護」であり「障がいに対する理解や配慮」です。

2) 障害者基本法、障害者差別解消法をはじめとする障がい者関係法制度の正しい解釈と運用

当事者参画、権利擁護を保障するものが、障がい者関係法制度です。

特に、社会モデルを推進する中では、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切の」社会的障壁を除去することは、本計画の基本理念を実現するために不可欠なことであり、法制度を正しく解釈し運用していくことは、非常に重要なことと考えます。

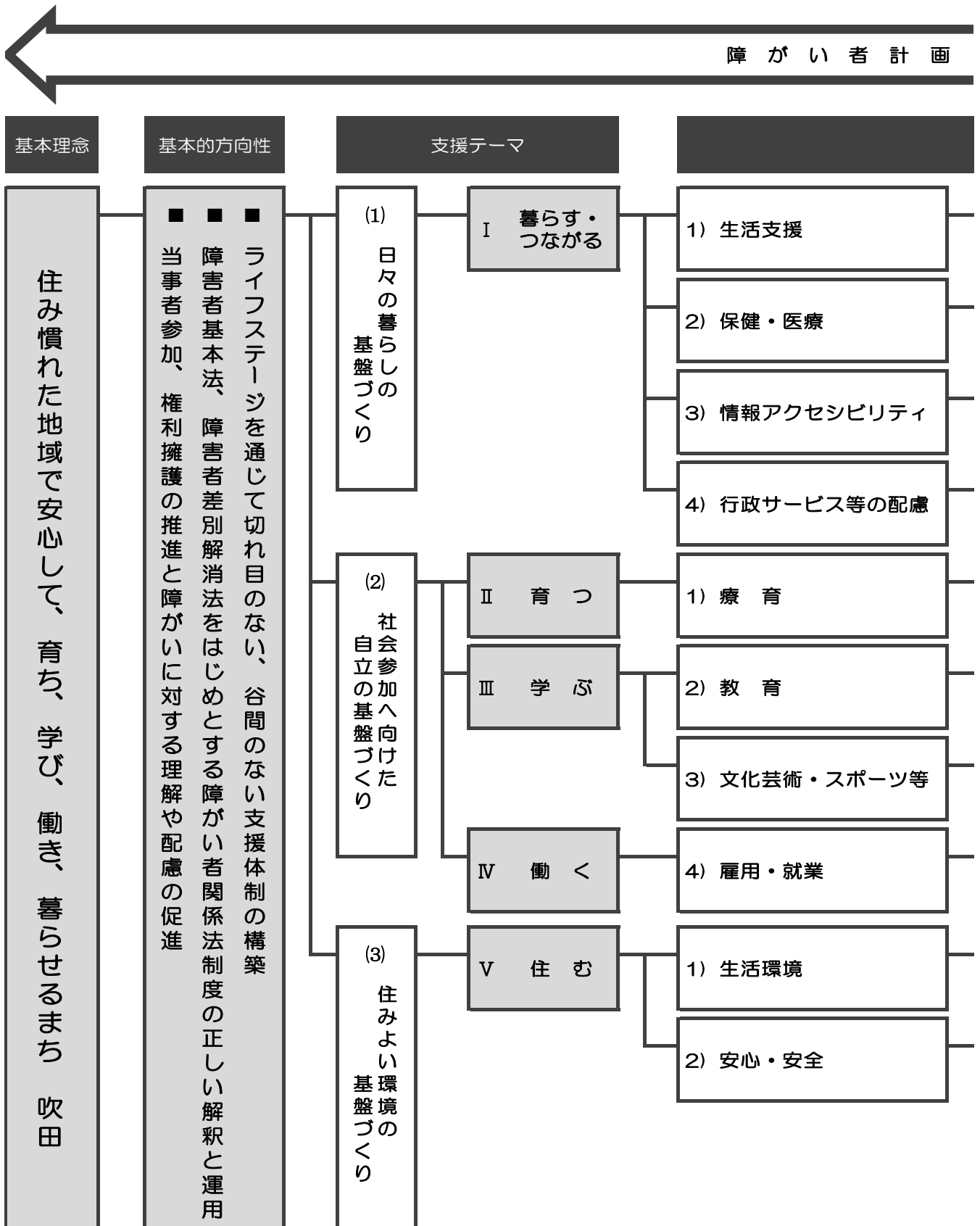
3) ライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制の構築

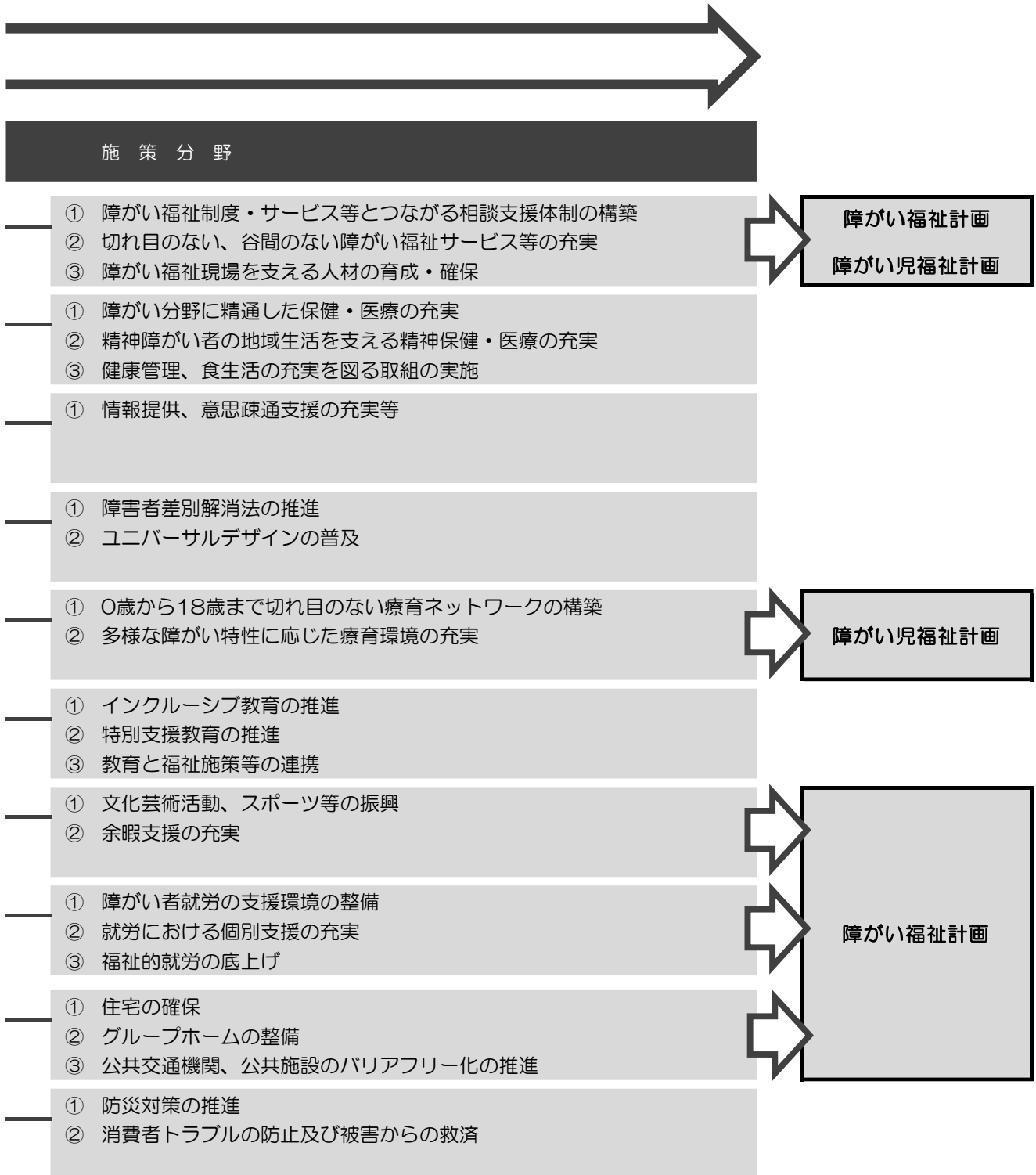
主に0歳～18歳を支援の対象とする児童福祉、主に65歳以上を支援の対象とする高齢者福祉と違い、障がい者福祉は、一生涯を支援の対象とするところに大きな特徴があります。

したがって、障がい者福祉の施策推進にあたっては、「すべてのライフステージを通じて、切れ目のない、谷間のない支援体制」という視点に立って取り組みます。

(3) 施策の体系

施策体系図





4 計画の策定体制等

(1) 計画策定のための審議会

学識経験者、社会福祉事業従事者を委員とする「吹田市社会福祉審議会」へ諮問し、同審議会障がい者施策推進専門分科会において、障がい当事者の公募市民の参画のもと、本計画の策定にあたっての議論をいただき、答申を受けました。

また、本専門分科会に作業部会を設置し、計画策定に向けた作業に携わっていただきました。

(2) 当事者等からのアンケート及び意見聴取等

令和2年（2020年）に、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者等を対象とした「新たな障がい福祉計画の策定に向けたアンケート」及び通所受給者証の所持者を対象とした「新たな障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート」を実施しました。

また、障がいの当事者や障害福祉サービス事業者から、障がい福祉施策の推進に関する意見を聴取するとともに、計画案を公表し、広く市民の意見等を聴取するパブリックコメントを実施し、計画策定の参考としました。

以上をふまえ、庁内の各関係所管が構成員の「吹田市障がい者福祉事業推進本部」において計画を策定しました。

第
2
章

吹田市における障がい者の状況

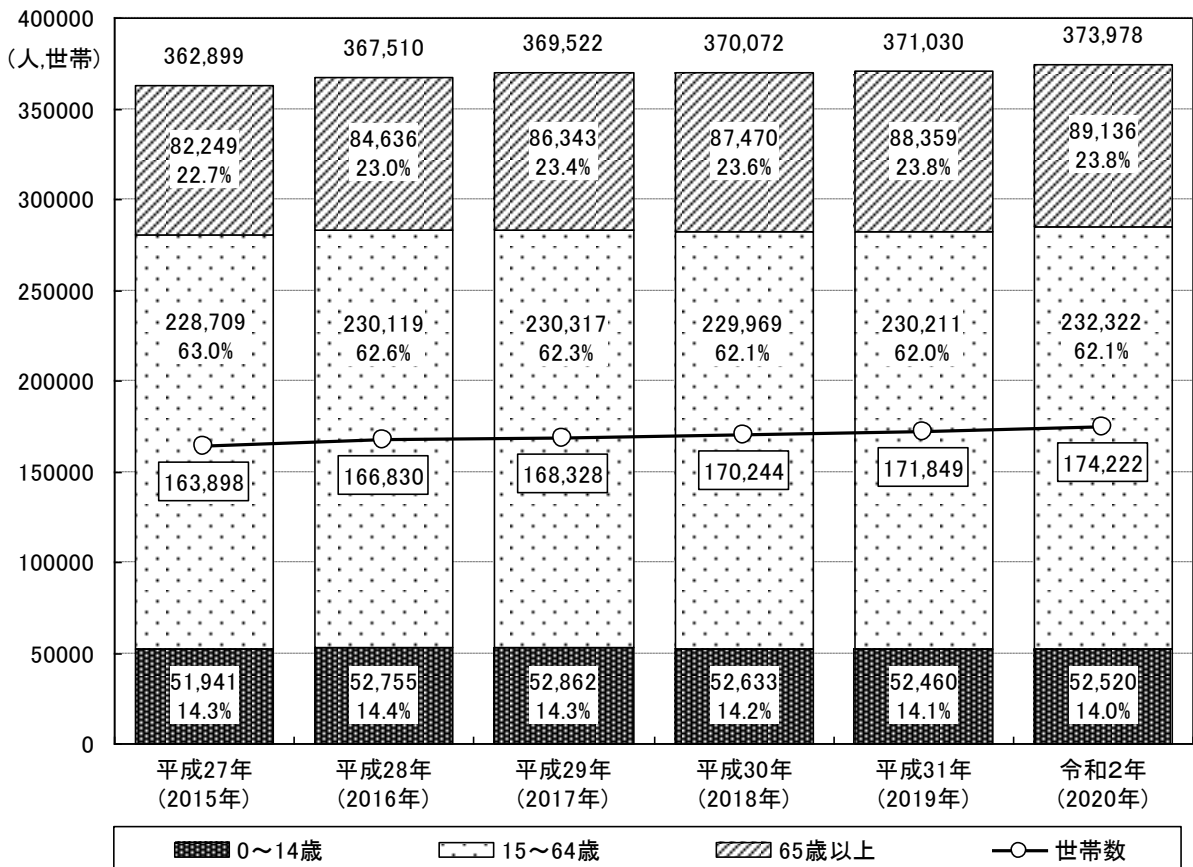
1 人口及び障がい者数の推移

(1) 人口の推移

吹田市の人口及び世帯数は、緩やかに増加する傾向が続いています。

年齢区分別にみると、0歳から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口については横ばい状況にあるのに対し、65歳以上の老年人口は増加の一途をたどっており、令和2年（2020年）3月末現在の市民全体の占める65歳以上の人の割合（高齢化率）は23.8%となっています。

人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳（3月末現在）

(2) 障がい者手帳所持者の状況

1) 概況

吹田市の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数はそれぞれ毎年増加しています。

各障がい者手帳の所持者数を合計すると、令和元年度（2019年度）末現在20,881人（重複分を含む）となり、吹田市の人口総数の5.6%にあたります。また、平成27年度（2015年度）と比べて9.4%の増加となっています。

障がい者手帳所持者数の推移

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
人口総数 a	367,510人	369,522人	370,072人	371,030人	373,978人
手帳所持者総数 b=b1+b2+b3	19,091人	19,431人	19,883人	20,240人	20,881人
身体障がい者手帳 b1	13,894人	13,888人	14,087人	14,191人	14,479人
療育手帳 b2	2,833人	2,991人	3,073人	3,239人	3,378人
精神障がい者保健福祉手帳 b3	2,364人	2,552人	2,723人	2,810人	3,024人
精神通院医療利用者	4,999人	5,304人	5,635人	6,013人	6,282人
手帳所持者の比率 c=b/a	5.20%	5.30%	5.37%	5.46%	5.58%

※ 人口総数は各年度末現在の住民基本台帳人口（外国人を含む）

※ 各障がい者手帳所持者数は各年度末現在（総数には重複分を含む）

2) 身体障がい者

身体障がい者手帳所持者数は、令和元年度（2019年度）末現在14,479人で、平成27年度（2015年度）と比べて1.04倍となっています。

主障がいの部位別にみると、肢体不自由、内部障がいの順で多く、年齢別には、18歳未満の人は手帳交付者全体の2.2%にとどまり、65歳以上の方が74.2%を占めています。

主障がいの部位別・年齢別身体障がい者手帳所持者数

区 分	総 数	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	肢体不自由	音声・言語・そしゃく機能障がい	内部障がい
平成27年度(2015年度)	13,894人	881人	968人	8,159人	164人	3,722人
平成28年度(2016年度)	13,888人	879人	976人	8,078人	156人	3,799人
平成29年度(2017年度)	14,087人	878人	973人	8,121人	159人	3,956人
平成30年度(2018年度)	14,191人	882人	985人	8,063人	161人	4,100人
令和元年度(2019年度)	14,479人	915人	1,010人	8,145人	165人	4,244人
うち18歳未満	325人	14人	46人	185人	2人	78人
18歳～64歳	3,408人	238人	231人	1,940人	55人	944人
65歳以上	10,746人	663人	733人	6,020人	108人	3,222人

※各年度末現在

等級別・年齢別身体障がい者手帳所持者数

区 分	総 数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
平成27年度(2015年度)	13,894人	4,085人	2,109人	2,453人	3,823人	755人	669人
平成28年度(2016年度)	13,888人	4,164人	2,064人	2,378人	3,744人	811人	727人
平成29年度(2017年度)	14,087人	4,251人	2,068人	2,412人	3,713人	821人	822人
平成30年度(2018年度)	14,191人	4,302人	2,057人	2,411人	3,619人	858人	944人
令和元年度(2019年度)	14,479人	4,399人	2,049人	2,441人	3,638人	892人	1,060人
うち18歳未満	325人	141人	71人	52人	32人	10人	19人
18歳～64歳	3,408人	1,153人	592人	454人	665人	285人	259人
65歳以上	10,746人	3,105人	1,386人	1,935人	2,941人	597人	782人

※各年度末現在

3) 知的障がい者

療育手帳所持者数は、令和元年度（2019年度）末現在3,378人で、平成27年度（2015年度）と比べて1.19倍となっています。

判定別にみると、重度であるAが全体の44.2%を占めて多く、各判定とも毎年増加する傾向にあります。年齢別には、18歳未満の人が30.7%、18歳以上の人が69.3%の割合となっています。また、身体障がい者手帳と療育手帳を重複して所持している人は、毎年増加しています。

判定別・年齢別療育手帳所持者数

	総数	A（重度）	B1（中度）	B2（軽度）
平成27年度(2015年度)	2,833人	1,363人	568人	902人
平成28年度(2016年度)	2,991人	1,398人	598人	995人
平成29年度(2017年度)	3,073人	1,406人	616人	1,051人
平成30年度(2018年度)	3,239人	1,459人	638人	1,142人
令和元年度(2019年度)	3,378人	1,493人	653人	1,232人
うち18歳未満	1,037人	369人	148人	520人
18歳～64歳	2,192人	1,035人	460人	697人
65歳以上	149人	89人	45人	15人

※各年度末現在

身体障がい者手帳と療育手帳の重複所持者数

	総数	A（重度）	B1（中度）	B2（軽度）
平成27年度(2015年度)	592人	491人	44人	57人
平成28年度(2016年度)	610人	502人	50人	58人
平成29年度(2017年度)	616人	505人	52人	59人
平成30年度(2018年度)	627人	516人	53人	58人
令和元年度(2019年度)	642人	528人	52人	62人
うち18歳未満	472人	385人	42人	45人
18歳以上	170人	143人	10人	17人

※各年度末現在

4) 精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度（2019年度）末現在3,024人で、平成27年度（2015年度）と比べて1.28倍となっています。等級別には、2級が56.1%を占めており、3級については毎年増加しています。

通院医療費公費負担の受給者数も増加傾向にあり、令和元年度（2019年度）末現在6,282人となっています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数及び通院医療費公費負担受給者数

	精神障がい者保健福祉手帳所持者数				通院医療費公費負担受給者数
	総数	1級	2級	3級	
平成27年度(2015年度)	2,364人	283人	1,515人	566人	4,999人
平成28年度(2016年度)	2,552人	278人	1,610人	664人	5,304人
平成29年度(2017年度)	2,723人	259人	1,660人	804人	5,635人
平成30年度(2018年度)	2,810人	261人	1,620人	929人	6,013人
令和元年度(2019年度)	3,024人	253人	1,697人	1,074人	6,282人
うち18歳未満	156人	3人	49人	104人	
18歳～64歳	2,395人	123人	1,381人	891人	
65歳以上	473人	127人	267人	79人	

※各年度末現在

5) 難病患者等

難病患者等給付金支給者数は、令和元年度（2019年度）末現在975人で、平成27年度（2015年度）と比べて1.24倍となっています。

難病患者等給付金支給者数

	総数	指定難病罹患者	特定疾患罹患者
平成27年度(2015年度)	787人	783人	4人
平成28年度(2016年度)	790人	787人	3人
平成29年度(2017年度)	770人	767人	3人
平成30年度(2018年度)	817人	814人	3人
令和元年度(2019年度)	975人	973人	2人
うち18歳未満	14人	14人	0人
18歳～64歳	412人	412人	0人
65歳以上	549人	547人	2人

※各年度末現在

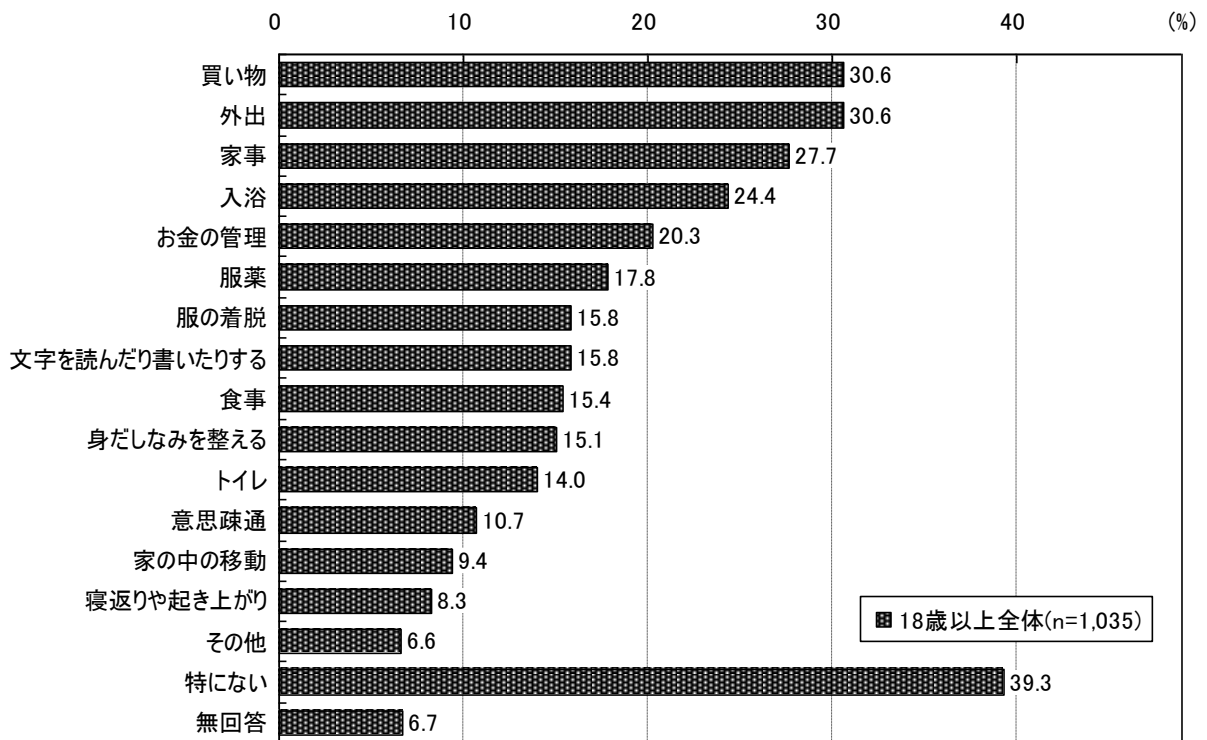
2 障がい福祉施策に関わる市民の意識

(1) 新たな障がい福祉計画の策定に向けたアンケート

*身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を持つ18歳以上の市民2,000人を対象として令和2年(2020年)6～7月に実施。有効回答1,035人(51.8%)

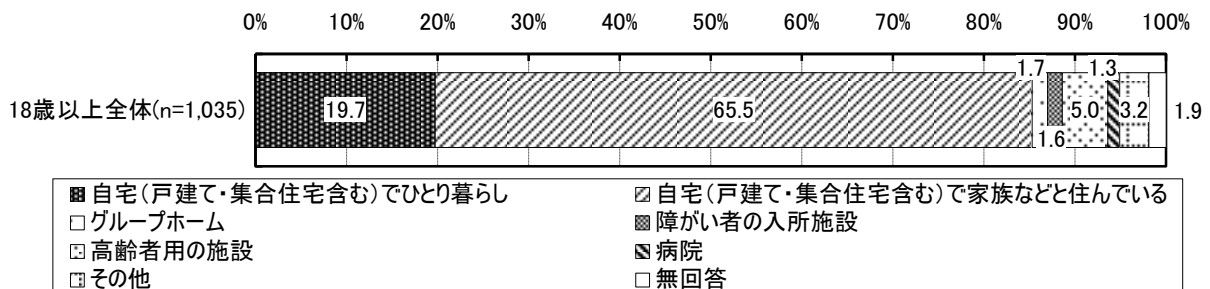
① 現在の生活に必要な支援

「買い物」と「外出」が30.6%と最も多く、次いで「家事」が27.7%、「入浴」が24.4%、「お金の管理」が20.3%などとなっています。



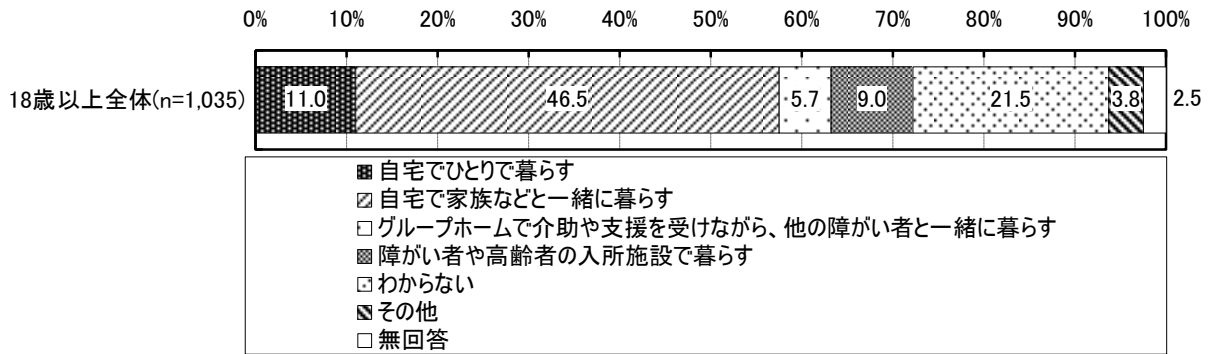
② 現在暮らしているところ

「自宅で家族などと住んでいる」が65.5%、「自宅でひとり暮らし」が19.7%となっています。



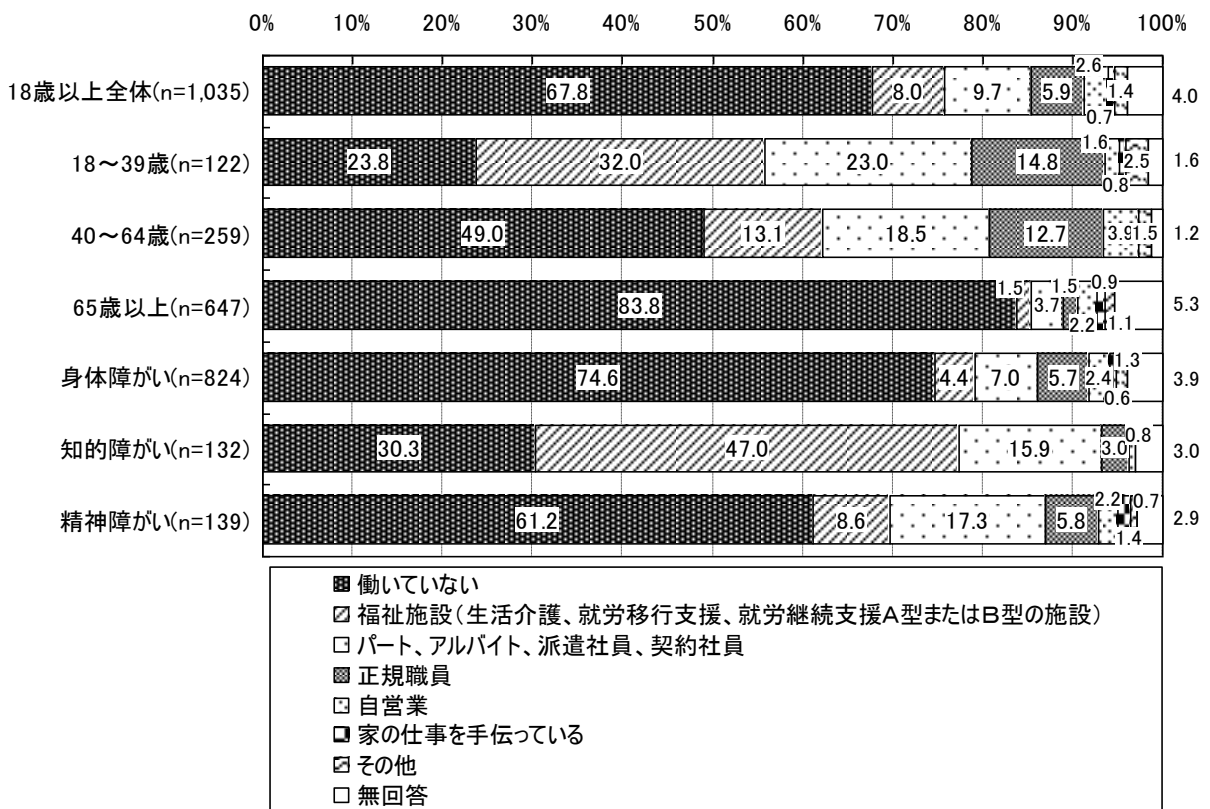
③ 10年後の暮らし方に関する希望

「自宅で家族などと一緒に暮らす」が46.5%、「自宅でひとりで暮らす」が11.0%、「障がい者や高齢者の入所施設で暮らす」が9.0%、「グループホームで介助や支援を受けながら、他の障がい者と一緒に暮らす」が5.7%となっています。



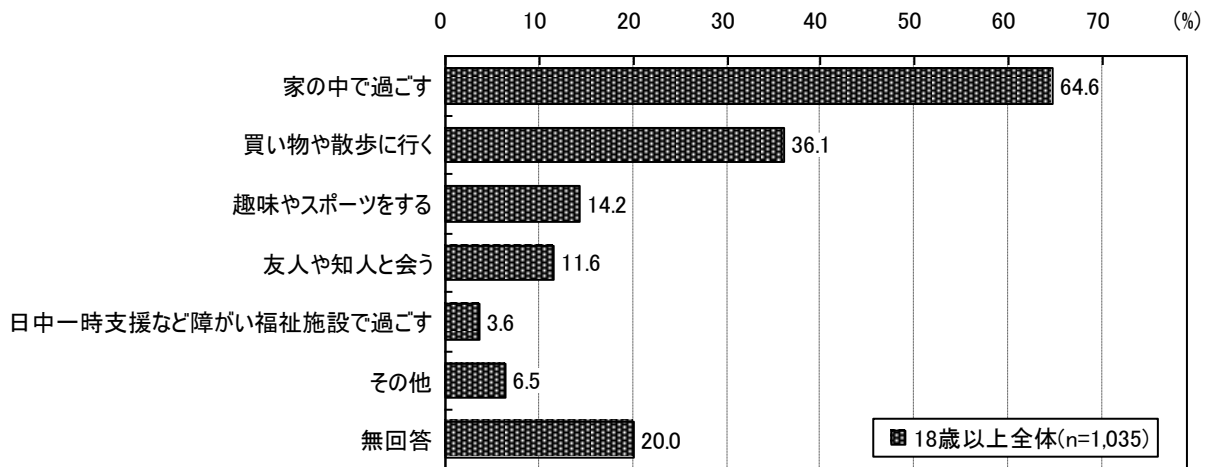
④ 現在の就労状況

何らかの形で働いている人は26.9%で、働いていない人が67.8%となっています。年齢別には、18～39歳では72.2%の人が福祉施設やパート・アルバイト等で働いています。また、障がい種別ごとにみると、知的障がいのある人で福祉施設が47.0%となっています。



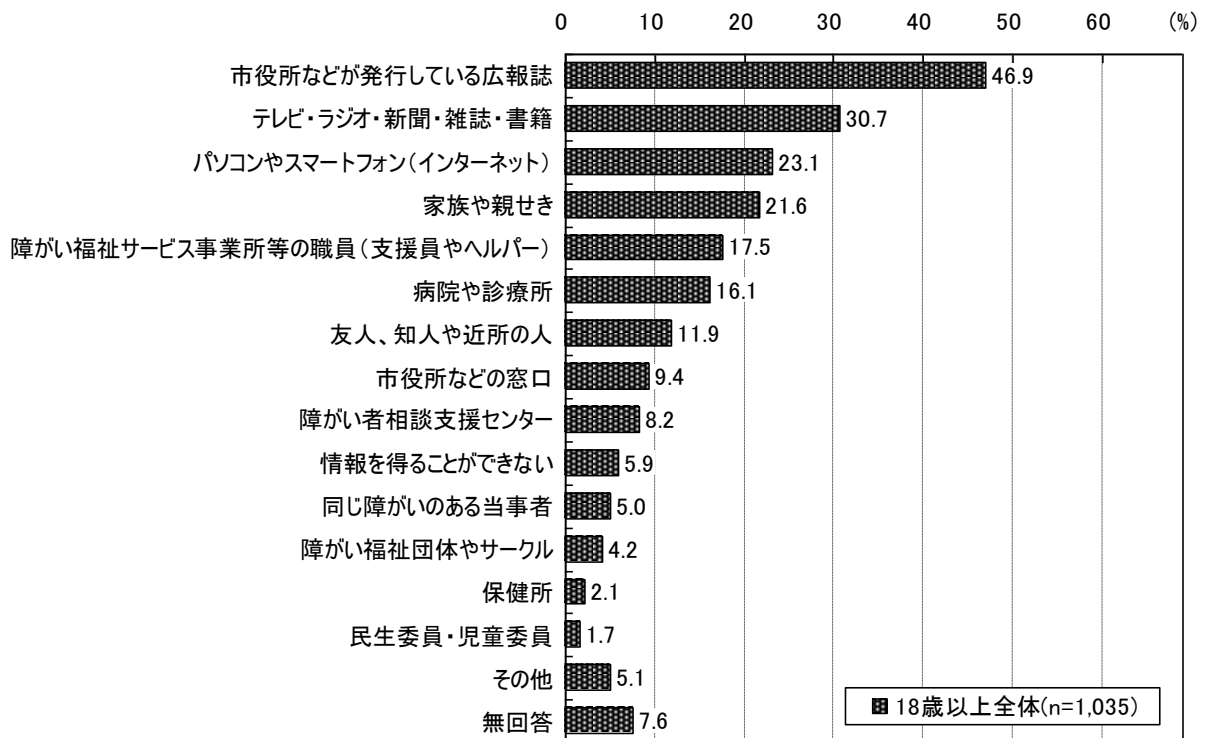
⑤ 夜間や休日等の過ごし方

「家の中で過ごす」が64.6%と最も多く、次いで「買い物や散歩に行く」が36.1%となっています。



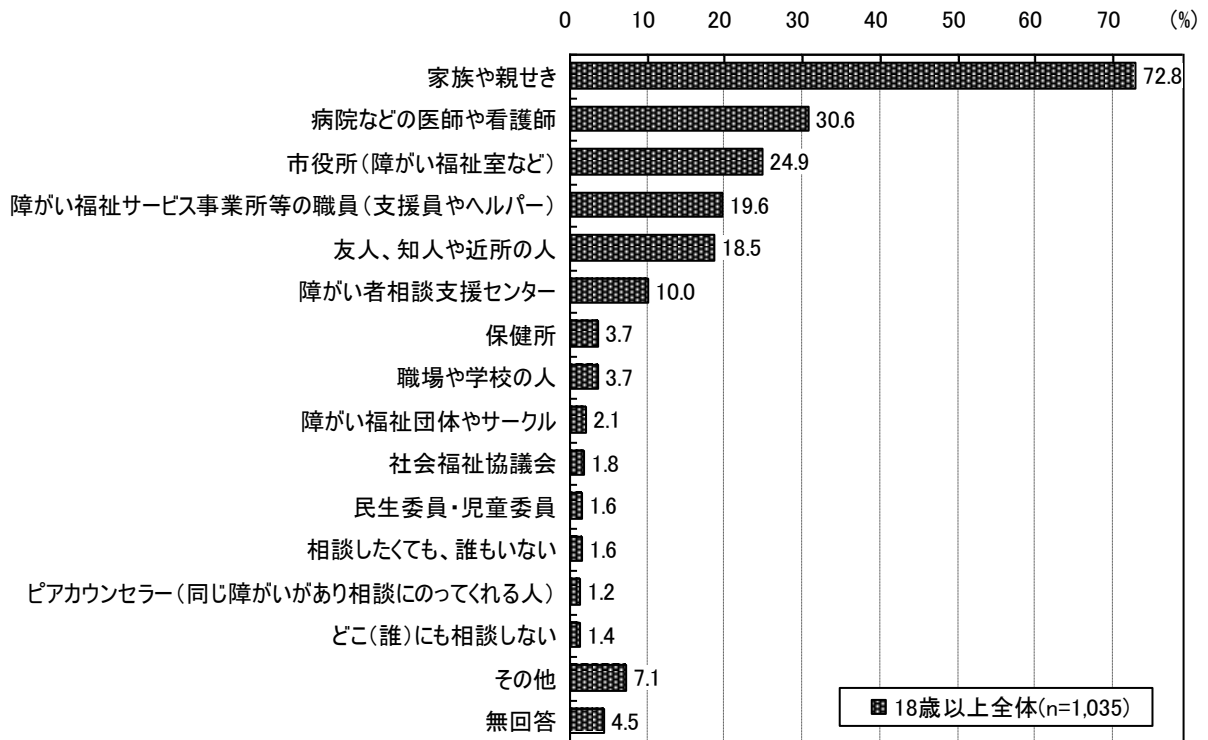
⑥ 保健福祉サービスの情報入手先

「市役所などが発行している広報誌」が46.9%と最も多く、次いで「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・書籍」が30.7%、「パソコンやスマートフォン（インターネット）」が23.1%、「家族や親せき」が21.6%、「障がい福祉サービス事業所等の職員（支援員やヘルパー）」が17.5%、「病院や診療所」が16.1%の順となっています。



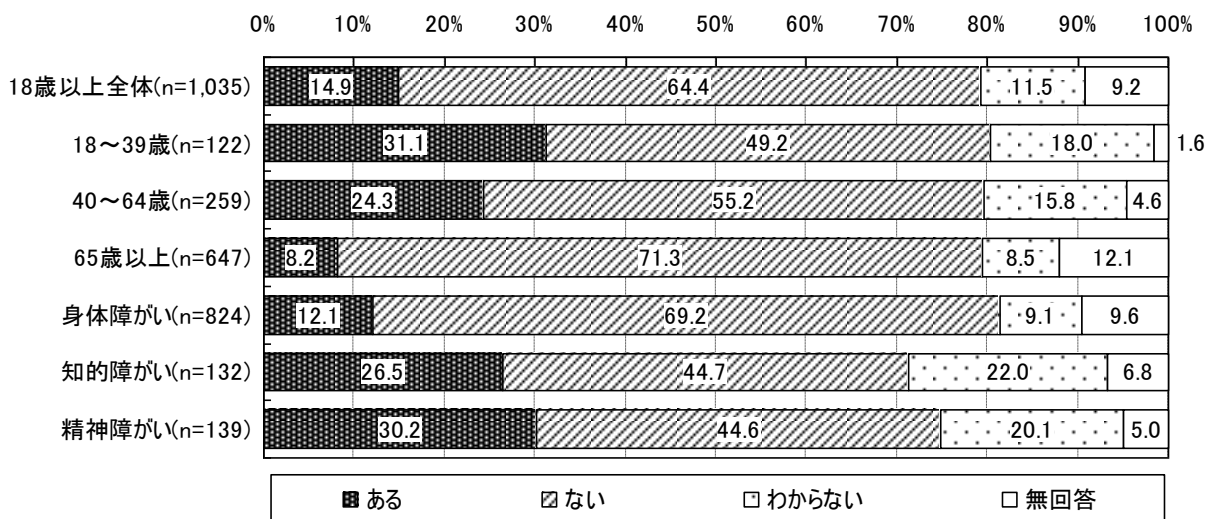
⑦ 困ったときの相談先

「家族や親せき」が72.8%と最も多く、次いで「病院などの医師や看護師」が30.6%、「市役所（障がい福祉室など）」が24.9%、「障がい福祉サービス事業所等の職員（支援員やヘルパー）」が19.6%、「友人、知人や近所の人」が18.5%の順となっています。



⑧ 障がいがあることで差別を受けたり、偏見を感じた経験

差別を受けたり、偏見を感じた経験がある人は14.9%となっていますが、年齢別には18～39歳で31.1%、40～64歳で24.3%、障がい種別ごとには精神障がい者で30.2%、知的障がい者で26.5%となっています。

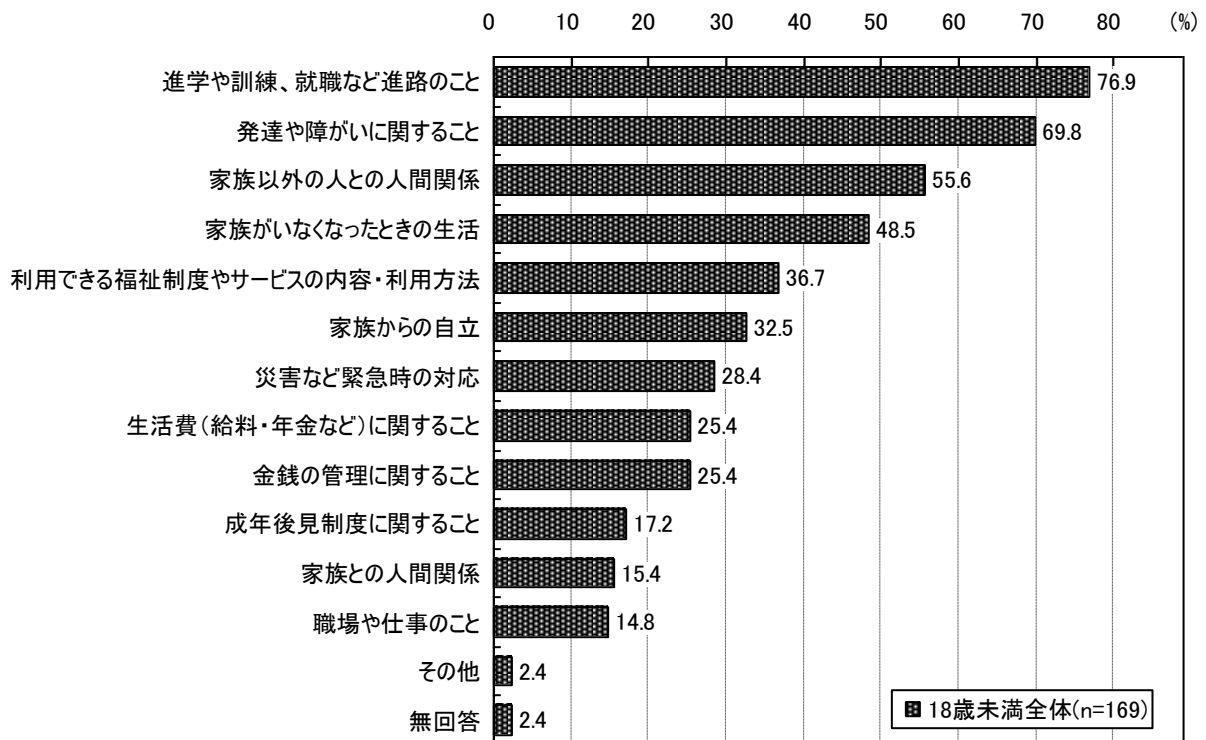


(2) 新たな障がい児福祉計画の策定に向けたアンケート

*通所受給者証を持つ18歳未満の市民300人を対象として令和2年（2020年）6～7月に実施。
有効回答 169人（56.3%）

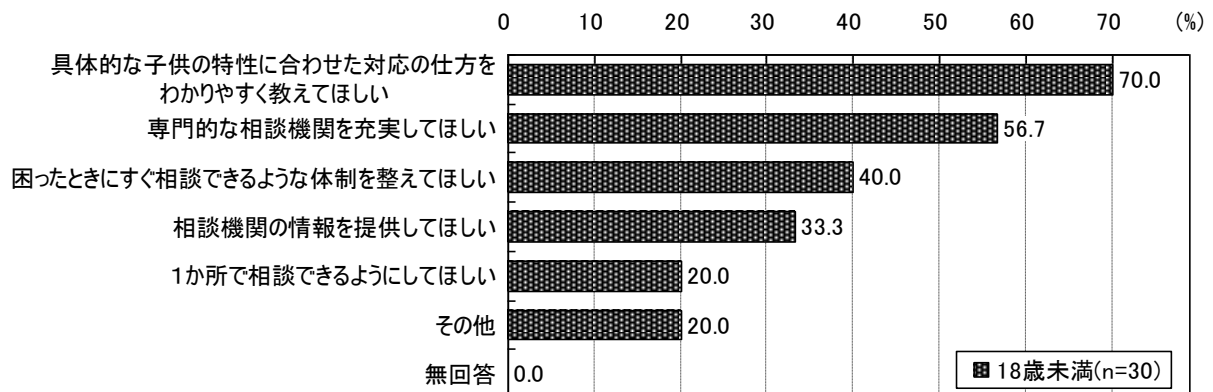
① 子供のことで気にかかっていること

「進学や訓練、就職など進路のこと」が76.9%と最も多く、次いで「発達や障がいに関すること」が69.8%、「家族以外の人との人間関係」が55.6%、「家族がいなくなったときの生活」が48.5%、「利用できる福祉制度やサービスの内容・利用方法」が36.7%、「家族からの自立」が32.5%の順となっています。



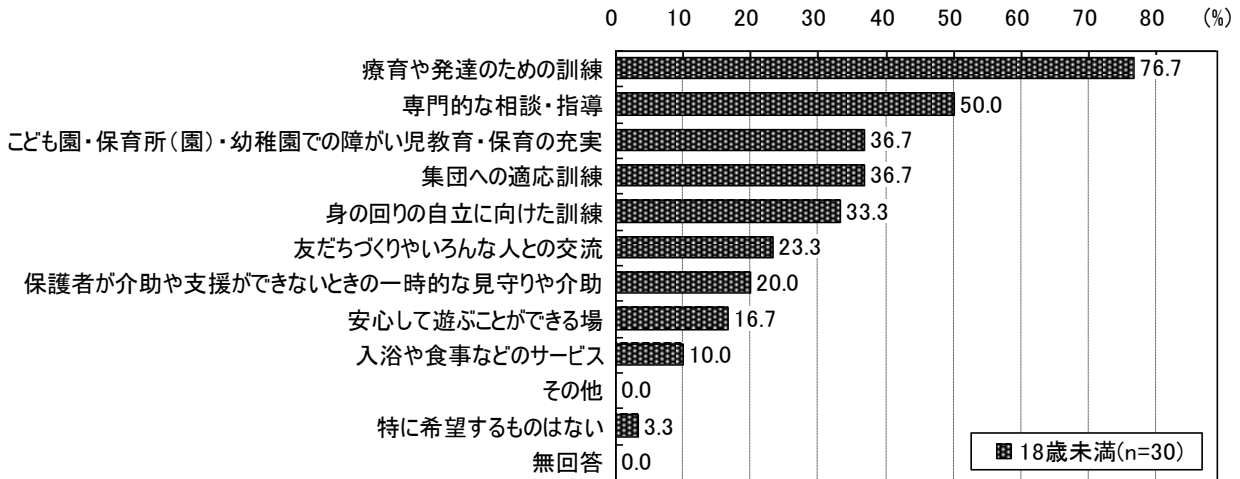
② 療育に関する相談について望むこと（児童発達支援または親子教室に通っていると回答した方への設問）

「具体的な子供の特性に合わせた対応の仕方をわかりやすく教えてほしい」が70.0%と最も多く、次いで「専門的な相談機関を充実してほしい」が56.7%、「困ったときにすぐ相談できるような体制を整えてほしい」が40.0%となっています。



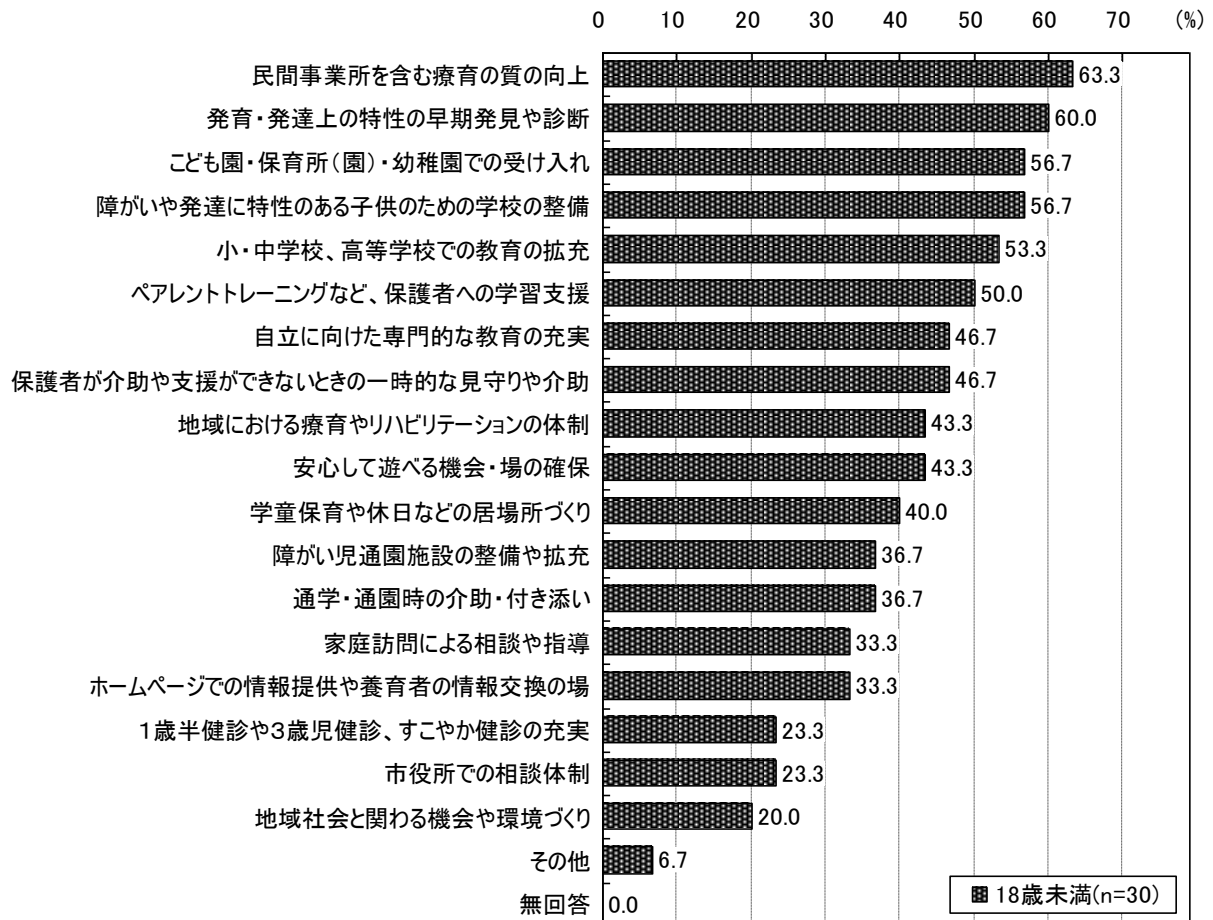
③ 受けることを希望する療育やサービス (児童発達支援または親子教室に通っていると回答した方への設問)

「療育や発達のための訓練」が76.7%と最も多く、次いで「専門的な相談・指導」が50.0%、「こども園・保育所(園)・幼稚園での障がい児教育・保育の充実」と「集団への適応訓練」がそれぞれ36.7%、「身の回りの自立に向けた訓練」が33.3%などとなっています。



④ 特に充実が必要と思う施策やサービス (児童発達支援または親子教室に通っていると回答した方への設問)

「民間事業所を含む療育の質の向上」が63.3%と最も多く、次いで「発育・発達上の特性の早期発見や診断」が60.0%、「こども園・保育所(園)・幼稚園での受け入れ」と「障がいや発達に特性のある子供のための学校の整備」がそれぞれ56.7%などとなっています。

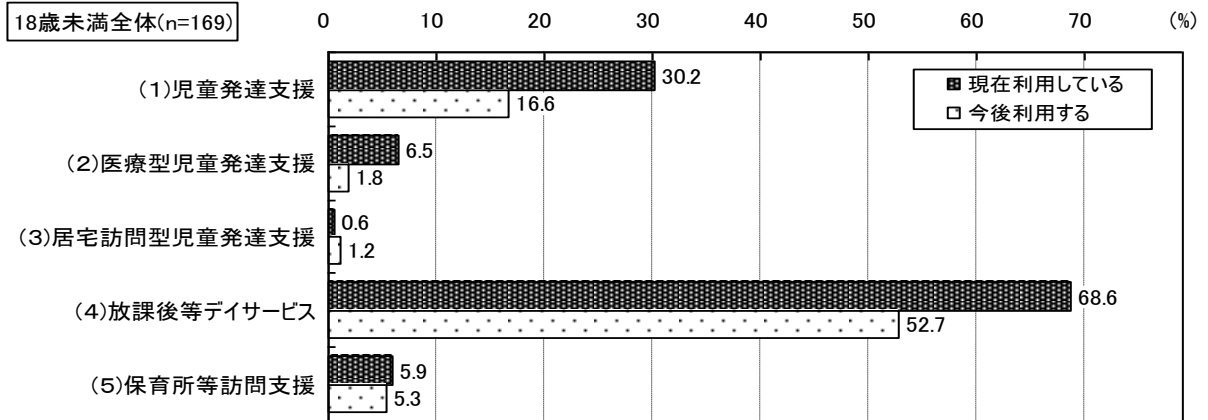


⑤ 現在のサービス利用状況と今後3年以内の利用意向

(児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業所のみ抽出)

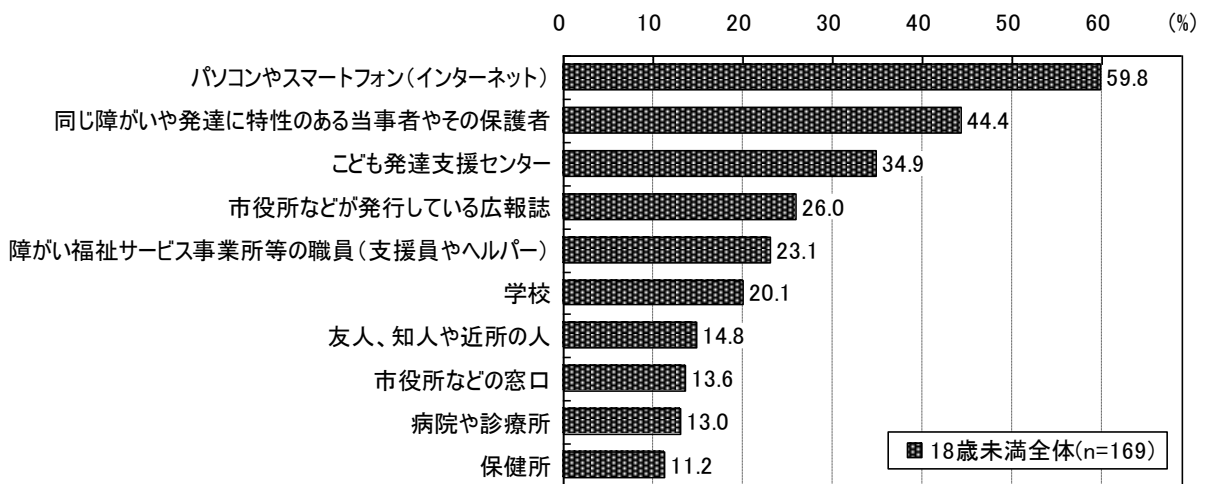
現在利用しているサービスは多い順に、放課後等デイサービス(68.6%)、児童発達支援(30.2%)となっています。

今後利用するサービスについても、放課後等デイサービス(52.7%)、児童発達支援(16.6%)の順となっています。



⑥ 保健福祉サービスの情報入手先

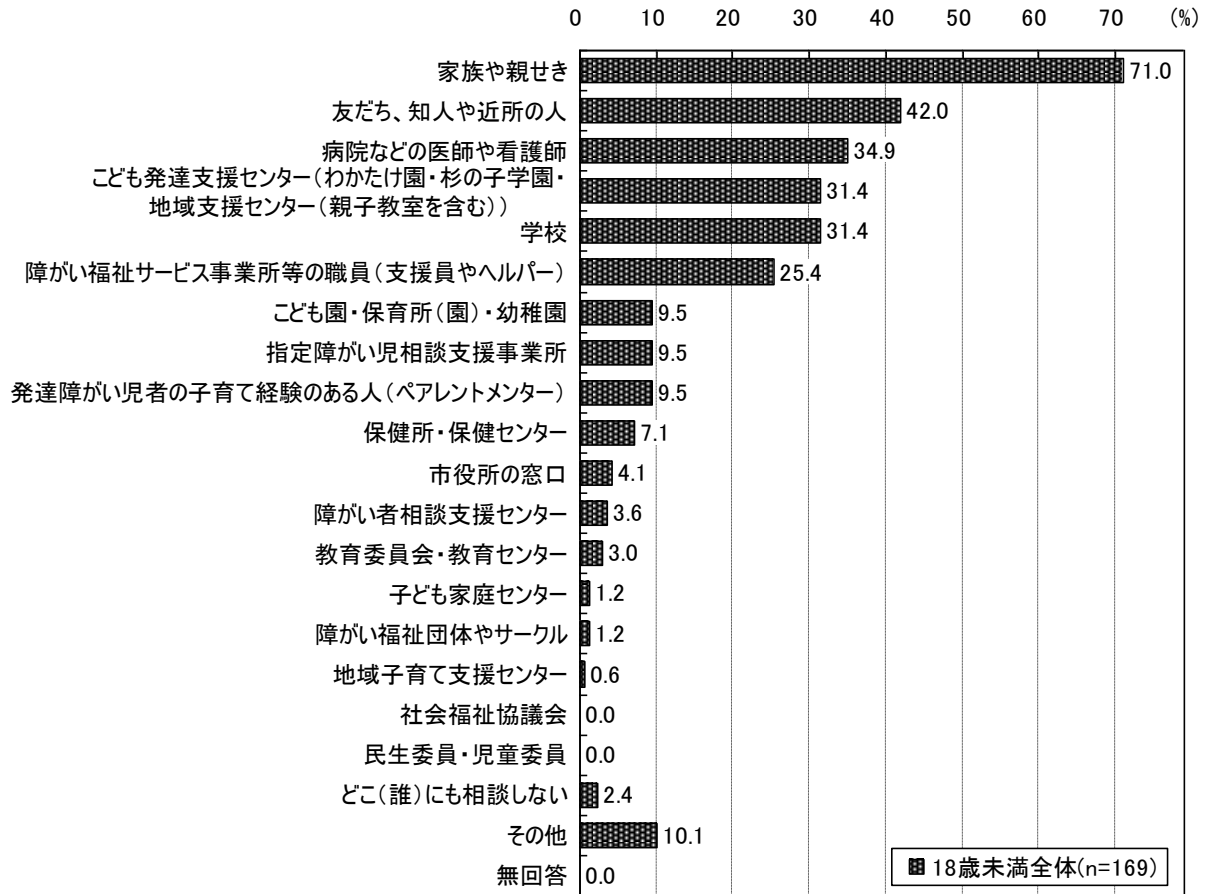
「パソコンやスマートフォン(インターネット)」が59.8%と最も多く、次いで「同じ障がいや発達に特性のある当事者やその保護者」が44.4%、「こども発達支援センター」が34.9%、「市役所などが発行している広報誌」が26.0%、「障がい福祉サービス事業所等の職員(支援員やヘルパー)」が23.1%、「学校」が20.1%の順となっています。



※上位10項目

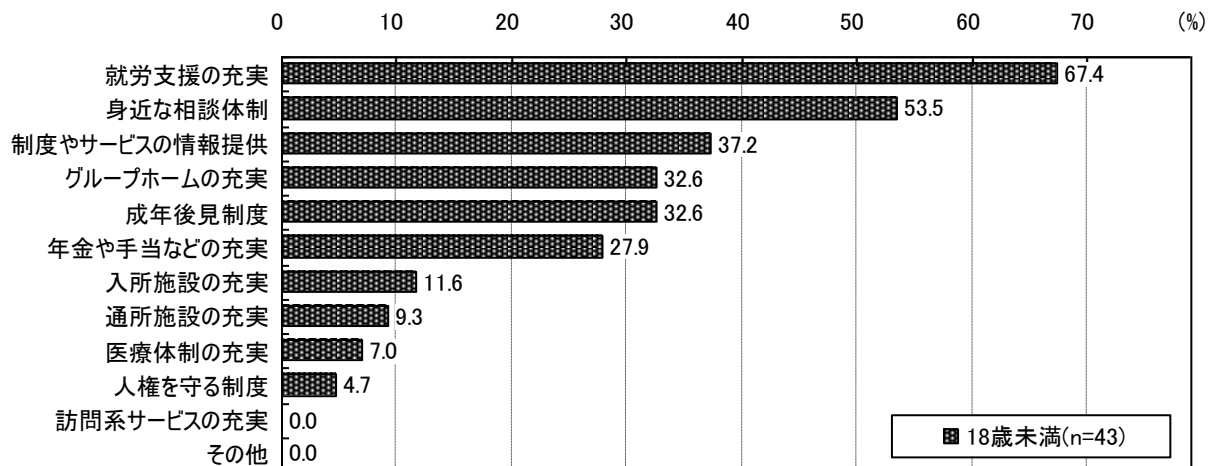
⑦ 困ったときの相談先

「家族や親せき」が71.0%と最も多く、次いで「友だち、知人や近所の人」が42.0%、「病院などの医師や看護師」が34.9%、「こども発達支援センター（わかたけ園・杉の子学園・地域支援センター（親子教室を含む）」と「学校」がそれぞれ31.4%、「障がい福祉サービス事業所等の職員（支援員やヘルパー）」が25.4%の順となっています。



⑧ 子供の将来の暮らしのために必要なこと（お子さん（本人）が「中学生」または「高校生」と回答した方への設問）

「就労支援の充実」が67.4%、「身近な相談体制」が53.5%、「制度やサービスの情報提供」が37.2%などとなっています。



(3) 障がい者（児）当事者等からの意見聴取会

*市内の障がい者（児）当事者団体及び事業所を対象として令和2年（2020年）9～10月に書面により実施。（意見があった当事者団体：15団体、意見があった事業者：27事業所）

1) 当事者団体を対象とした意見聴取での主な意見

(ア) 暮らし方を自分で選び、自由に暮らしていくためには、何があればいいと思いますか。

- ① 重度障がい者のためのグループホームの整備
- ② 市民や行政に手話を広げること、聴覚障がい者に対する理解を深める手段として手話言語条例の制定
- ③ ヘルパーの確保
- ④ 障がい者のためのワンストップ窓口
- ⑤ 成年後見制度等の意思決定支援の拡大
- ⑥ サービス利用計画案を作成するための十分な体制

(イ) 障がい者相談支援センターを利用したことがない方は、どうなれば利用してみようと思いますか。

- ① そもそもセンターがあることを知らない。
- ② 市内6箇所では少なすぎる。
- ③ 手話通訳や筆談ボードの設置
- ④ 当事者同士の交流ができる場（居場所）の併設
- ⑤ 医療依存度の高いケース、精神障がい及び難病に対応できる相談員の配置

(ウ) 障がい者相談支援センターを利用したことがある方は、相談できてよかったこと、相談しなかったのにできなかったことなどは何かありますか。

- ① 手続や利用できるサービスを知ることができた。
- ② 何を相談していいかわからなかった。

(エ) 新型コロナウイルス感染拡大によって、どのような影響を受けましたか。主なものを教えてください。

- ① 手話でコミュニケーションする場が減った。
- ② 聴覚障がい者にとって、テレワークやオンライン会議、マスク越しでのコミュニケーションは難しい。
- ③ 外出が減り、気が減入った。
- ④ 本人や家族が感染した際に、支援が受けられるのか常に不安を抱えている。

(オ) その他、障がい者が暮らしやすくなるために必要なことがあれば記入してください。

- ① あらゆる施設や店舗、交通機関のバリアフリー化
- ② 障がいを理解して治療にあたる医師が増えること
- ③ 障がいへの理解を促進する参加型イベントの実施

2) 事業者を対象とした意見聴取での主な意見

(ア) 専門性を高めるための研修がどれほどできているか。

満足いくほど取り組んでいる：4事業者

満足まではいかないが取り組んでいる：19事業者

取組には至っていない：4事業者

(イ) 多職種間の連携の推進がどれほどできているか。

満足いくほど取り組んでいる：2事業者

満足まではいかないが取り組んでいる：23事業者

取組には至っていない：2事業者

(ウ) 採用活動において、働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報がどれほどできているか。

満足いくほど取り組んでいる：1事業者

満足まではいかないが取り組んでいる：18事業者

取組には至っていない：8事業者

(エ) ((ア)～(ウ)で「取組には至っていない」又は「満足とまではいかないが取り組んでいる」と回答した法人又は事業所) どういった要素があれば、より取組が進むか。

【研修】

- ① 満足な研修を行える勤務体制の確保。
- ② 時間と費用の確保。

【多職種間の連携】

- ① サービス事業所にも医療情報が入るようになること。
- ② カンファレンス等、ケースの情報共有をする機会を設けること。
- ③ 個別機関同士の連携にとどまらないネットワークを活用した連携。

【積極的な周知・広報】

- ① 求人媒体を利用するための費用の確保。
- ② 無資格者でも入社後に働きながら資格取得できる環境整備
- ③ 市内福祉事業所の魅力を知ってもらうイベントや合同面接会の実施

(オ) 新型コロナウイルス感染拡大によって、どのような影響を受けたか。

- ① 離職や休職が増え、人手不足に拍車がかかっている。
- ② 職員の体調管理を徹底するため、軽い体調不良でも休ませる必要があり、そのことにより人手不足になる。
- ③ 売上額が減少した。
- ④ 職員や利用者の不安が高まり、精神的なフォローが必要になった。
- ⑤ マスクができない利用者への支援に苦労している。

(カ) 本市とともに障がい者のよりよい生活を実現していく上で必要なこと。

- ① バリアフリー情報などを市のホームページに掲載する。
- ② 利用者からの各種ハラスメントからヘルパーを守る。
- ③ 市役所における庁内実習が必要である。

第
3
章

第6期吹田市障がい福祉計画

1 計画の策定に当たって

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、本市における障害福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。

国では「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」（以下「基本指針」という。）を改正し、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成・変更の際しての考え方などを定めています。

「第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画」の策定にあたっては、国の基本指針を踏まえ、「第4期吹田市障がい者計画」の基本理念「住み慣れた地域で安心して、育ち、学び、働き、暮らせるまち吹田」の実現をめざし、障がい者の日常生活及び社会生活に必要なサービス等の提供体制の確保の取組について定め、施策を推進していきます。

（1）成果目標

基本指針においては、障がい児者に必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、次の7項目を設定しています。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(2) 障害者総合支援法によるサービス体系

自立支援給付は、障がい者の自立支援のため、身体障がい、知的障がい、高次脳機能障がいを含む精神障がい、発達障がい及び難病のさまざまな障がい特性に対応し提供するサービスです。

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が、障がい者の日常生活及び社会生活を支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟に実施する事業です。

第6期障がい福祉計画における障害福祉サービス等の体系は、以下のとおりです。

1) 自立支援給付

	介護給付	訓練等給付
訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅介護（ホームヘルプ） ○ 重度訪問介護 ○ 同行援護 ○ 行動援護 ○ 重度障がい者等包括支援 	/
日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活介護 ○ 療養介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立訓練（機能訓練） ○ 自立訓練（生活訓練） ○ 就労移行支援 ○ 就労継続支援A型 ○ 就労継続支援B型 ○ 就労定着支援
短期入所サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短期入所（ショートステイ） 	/
居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設入所支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同生活援助（グループホーム） ○ 自立生活援助

2) 相談支援

○ 計画相談支援	○ 地域移行支援	○ 地域定着支援
----------	----------	----------

3) 補装具費の支給及び自立支援医療（更生・育成・精神通院）

4) 地域生活支援事業

必須事業	任意事業（本市の場合）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業 ○ 相談支援事業（障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）） ○ 成年後見制度関連事業（成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業） ○ 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業、入院時コミュニケーション支援事業）、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業（手話、要約筆記、盲ろう者向け、失語症向け）、手話奉仕員養成研修事業、 ○ 日常生活用具給付等事業（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）） ○ 移動支援事業 ○ 地域活動支援センター機能強化事業 ○ 障がい児療育支援事業 ○ 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業（地域生活支援広域調整会議等事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活支援（訪問入浴サービス、日中一時支援、巡回専門員整備） ○ 社会参加支援（レクリエーション活動等支援、芸術文化活動振興、点字・声の広報等発行、要約筆記・点訳奉仕員養成）

（3）成果目標、サービスの見込量（活動指標）及びその確保策の関係性

第6期障がい福祉計画においては、国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、令和5年度（2023年度）を目標年度として、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定します。

また、成果目標の達成状況の指標として、障害福祉サービス等の種類ごとの見込量（活動指標）及びその確保のための方策を定めることにより、目標達成に向けた取組を進めます。

なお、取組のうち、重点取組と表記があるものについては、第6期障がい福祉計画の計画期間である令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間で重点的に取組を進めるものです。

2 成果目標

国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、令和5年度（2023年度）を目標年度として、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

1）各目標の設定と考え方

（ア）地域移行者数

目 標

5人（令和元年度末時点） → 16人（令和5年度末時点）

目標値設定に当たっての考え方

国の基本指針の趣旨を踏まえつつ、令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数（170人）の6%（11人）以上の地域生活への移行と、第5期障がい福祉計画で定める目標に満たないと見込まれる人数（5人）を加えて成果目標とします。

<参考>

●国の基本指針

- ・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・令和2年度末目標が未達成の場合は、未達成割合を目標値に加える。

●大阪府の考え方

- ・国の基本指針に沿った目標設定とし、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

（イ）施設入所者減少数

目 標

0人（令和元年度末時点） → 6人（令和5年度末時点）

目標値設定に当たっての考え方

国の基本指針の趣旨を踏まえつつ、令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数（170人）の1.6%（3人）以上の削減と、第5期障がい福祉計画で定める目標に満たないと見込まれる人数（3人）を加えて成果目標とします。

<参考>

●国の基本指針

- ・令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。
- ・令和2年度末目標が未達成の場合は、未達成割合を目標値に加える。

●大阪府の考え方

- ・国の基本指針に沿った目標設定とする。

2) 現状

- (ア) 地域移行者数及び施設入所者減少数ともに、第5期計画の終期である令和2年度末の目標値を達成できない見込みです。
- (イ) 障がい者を対象に実施したアンケートの結果からは、施設入所者の中には、将来的には地域移行の意向を持つ障がい者、施設入所を続けるかどうか分からないと考えている障がい者が、少数ですがいることが分かりました。

※「現在、障がい者の入所施設で暮らしている」と回答した人（17人）のうち、約半数が「10年後も障がい者の入所施設で暮らしたい」と回答している一方で、10年後は「グループホーム」で暮らしたいと回答する障がい者が約20%、また、どのようなところで暮らしたいか「わからない」と回答する障がい者が約20%いました。

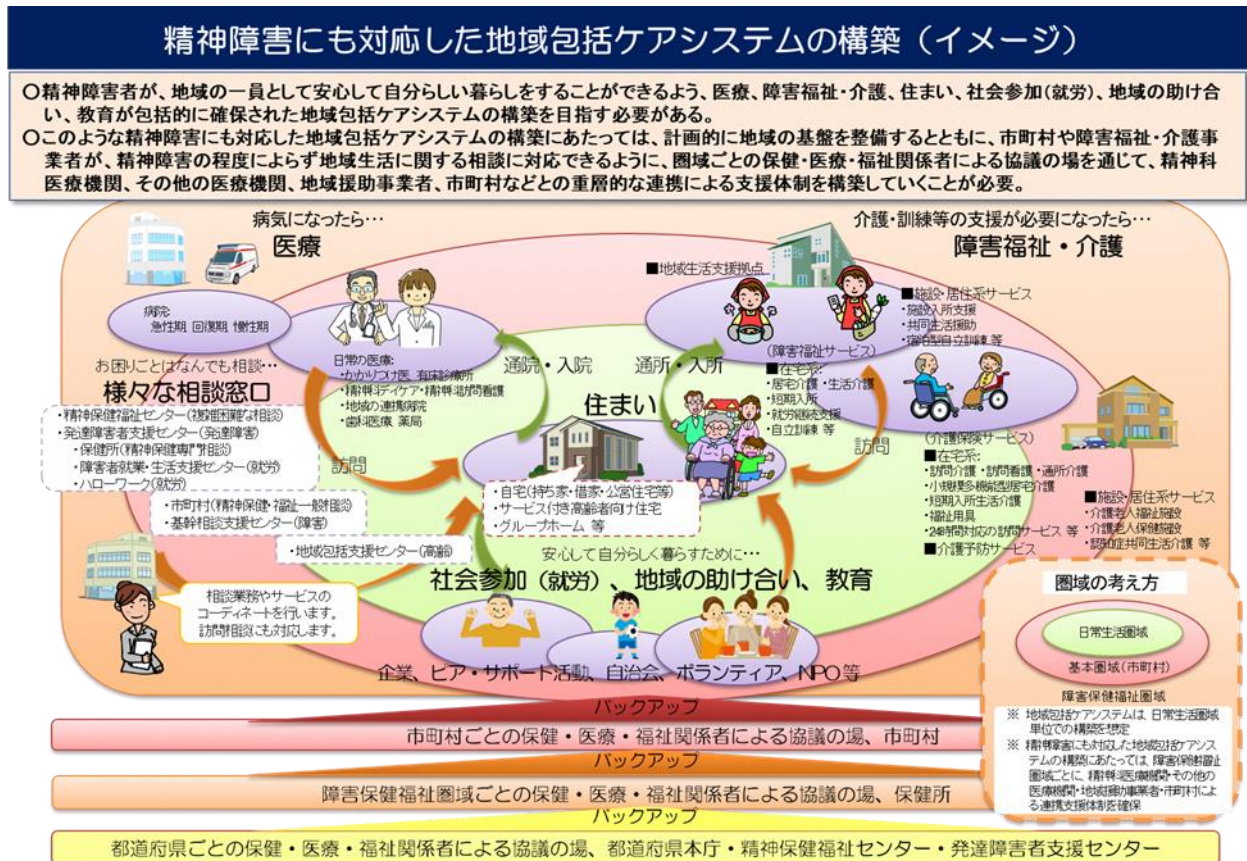
3) 成果目標達成に向けての取組

- (ア) 施設入所や入院している障がい者の状況や意向の把握に努めるとともに、地域移行支援及び地域定着支援のサービスについて入所施設や医療機関へ周知し、サービスの利用促進を図ります。
- (イ) 相談者の意向や置かれている状況を勘案し適切なサービスにつなぐことができる人材の育成を支援するため、専門性を高める研修等を実施します。
- (ウ) 地域移行後の住まいの場及び高齢化・重度化した障がい者が安心して暮らせる場として、日中サービス支援型共同生活援助のあり方を研究するとともに、グループホームの整備促進に取り組みます。**重点取組**
- (エ) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して適切な支援ができる人材を育成するため、必要な研修について受講を促進します。
 （「4 障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組（5）障がい福祉人材の確保、定着及び養成」と関連）

4) 目標達成に関連する主な活動指標

共同生活援助、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の月平均利用者数
 【P56～P57】

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築



1) 各目標の設定と考え方

(ア) 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

目 標

316日（令和5年度）

目標値設定に当たっての考え方

国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、316日を成果目標とします。

<参考>

- 国の基本指針
 - ・精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする。
- 大阪府の考え方
 - ・国の基本指針に沿った目標設定とする。

(イ) 精神病床における1年以上長期入院患者数

目 標

243人（令和元年度末時点） → 230人（令和5年度末時点）

目標値設定に当たっての考え方

国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府の考え方に示されている目標値8,688人（府全体）を、令和元年度末時点の大阪府の精神病床における1年以上の長期入院患者数に占める各市町村の同患者数の割合により算出した数値（230人）を成果目標とします。

<参考>

- 国の基本指針
 - ・国の基本指針において定める式（年齢階級別の入院受療率、推計人口、要入院継続患者の割合等を考慮した式）により、65歳以上と65歳未満を分けて算定し、目標値として設定する。
- 大阪府の考え方
 - ・大阪府（全体）では8,688人を目標値として設定する。
 - ・令和元年度末時点の大阪府の精神病床における1年以上の長期入院患者数に占める各市町村の同患者数の割合により算出した数値を下限として、目標値を設定する。
 - ・目標値の設定にあたっては、65歳以上と65歳未満を区別しない。

(ウ) 精神病床における早期退院率

目 標

- ・精神病床入院後3か月時点退院率 69%（令和5年度末時点）
- ・精神病床入院後6か月時点退院率 86%（令和5年度末時点）
- ・精神病床入院後1年時点退院率 92%（令和5年度末時点）

目標値設定に当たっての考え方

国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、入院後3か月時点の退院率については69%、入院後6か月時点の退院率については86%、入院後1年時点の退院率については92%を成果目標とします。

<参考>

- 国の基本指針
 - ・入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上、入院後1年時点の退院率については92%以上とする。
- 大阪府の考え方
 - ・国の基本指針に沿った目標設定とする。

2) 現状

第5期計画で令和2年度末の目標としていた「保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」については、現在、設置に向けて協議を進めているところです。

3) 成果目標達成に向けての取組

保健、医療、福祉関係者による協議を実施し、ネットワークを構築することにより、連携支援体制の確保を図ります。

4) 目標達成に関連する主な活動指標

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
項目		(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年間開催回数(回/年)	1	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	年間参加者数合計(人/年)	11	11	11
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	うち保健関係者の参加者数(人/年)	1	1	1
	うち医療関係者の参加者数(人/年)	2	2	2
	うち福祉関係者の参加者数(人/年)	5	5	5
	うち介護関係者の参加者数(人/年)	1	1	1
	うち当事者の参加者数	0	0	0
	うち家族の参加者数(人/年)	0	0	0
	うちその他の参加者数(人/年)	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年間目標設定及び評価の実施回数(回/年)	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援事業利用者数	月平均利用者数(人/月)	3	4	5
精神障がい者の地域定着支援事業利用者数	月平均利用者数(人/月)	3	4	5
精神障がい者の共同生活援助(グループホーム)利用者数	月平均利用者数(人/月)	62	67	81
精神障がい者の自立生活援助利用者数	月平均利用者数(人/月)	4	4	4

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

1) 各目標の設定と考え方

目標

運用状況の検証及び検討の回数 年1回

目標設定に当たっての考え方

本市においては、地域生活支援拠点施設として平成28年（2016年）6月に開所した「くらしの支援センターみんなのき」と市内の各サービスを活用した機能整備を進めており、運用状況の検証及び検討を継続的に行い、当該拠点機能の強化を一層進めていく必要があります。こうしたことから、運用状況の検証及び検討を年1回行うことを目標とします。

<参考>

- 国の基本指針
 - ・各市町村又は各圏域に1つ以上の拠点を確保
 - ・年1回以上運用状況を検証及び検討
- 大阪府の考え方
 - ・国の基本指針に沿った目標設定とする。

2) 現状

- (ア) 「①相談機能の強化」「②一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「③緊急時の受入れ及び対応の機能の強化」「④専門的人材の確保・養成の機能の強化」「⑤地域の体制づくりの機能の強化」の5つの機能について、強化していく必要があります。
- (イ) 地域生活支援拠点の施設において、グループホーム、ショートステイ等の事業が実施されていますが、「親亡き後」の障がい者を障がい種別や障がい特性等に応じて支援していくため、当該拠点施設及び他の障害福祉サービス事業所等を活用した面的整備により機能の充実を図る必要があります。

3) 成果目標達成に向けての取組

- (ア) ニーズの高い「③緊急時の受入れ及び対応の機能の強化」に向けて、各障がい者の日常的な支援機関と連携を図り、拠点施設及び市内短期入所施設の緊急受入れ枠を有効活用する等、支援体制の整備の方策について引き続き検討を進めます。**重点取組**
- (イ) 「①相談機能の強化」及び「⑤地域の体制づくりの機能の強化」については、障がい者相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図ります。

- (ウ) 施設や親元から安心して生活の場を移行できるよう、「②一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」機能を担うグループホーム等の整備を促進します。
- (エ) 「④専門的人材の確保・養成の機能の強化」については、引き続き人材確保に係る事業を継続するとともに、拠点施設における人材養成の方策を検討します。
(「4障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組(5)障がい福祉人材の確保、定着及び養成」と関連)

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

1) 各目標の設定と考え方

(ア) 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数

目標

72人（令和元年度） → 102人（令和5年度）

【就労移行支援事業】 60人（令和元年度） → 85人（令和5年度）

【就労継続支援A型事業】 8人（令和元年度） → 11人（令和5年度）

【就労継続支援B型事業】 4人（令和元年度） → 6人（令和5年度）

目標値設定に当たっての考え方

国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、他市の事業所に通所している吹田市民を含めた形で大阪府が算出した数値を成果目標とします。

ただし、新型コロナウイルス感染症が与える障がい者の雇用情勢の動向を注視する必要があります。

<参考>

●国の基本指針

- ・ 令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。
- ・ 就労移行支援事業については1.30倍、就労継続支援A型事業については1.26倍、就労継続支援B型事業については1.23倍以上を目指す。
- ・ 令和2年度末目標が未達成の場合は、未達成割合を目標値に加える。

●大阪府の考え方

- ・ 国の基本指針に沿った目標設定とする。

(イ) 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

目標

- ・ 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合 70%（令和5年度）
- ・ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合 70%（令和5年度）

目標値設定に当たっての考え方

- ・ 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合については、国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、70%を目標とします。
- ・ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合については、国の基本指針及び大阪府の考え方を踏まえ、70%を目標とします。

<参考>

●国の基本指針

- ・就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。
- ・就労定着率については、令和2年度末目標が未達成の場合は、未達成割合を目標値に加える。

●大阪府の考え方

- ・国の基本指針に沿った目標設定とする。

(ウ) 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額

目 標

15,225円（令和元年度） → 15,600円（令和5年度）

目標値設定に当たっての考え方

国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえるとともに、本市総合計画に掲げる施策指標（令和10年度で18,000円）の達成を前提としつつ、新型コロナウイルスによる生産活動の減少が令和5年度までの3年間にも影響することを勘案し、設定します。

<参考>

●国の基本指針

- ・就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額について、目標水準を設定することが望ましい。

●大阪府の考え方

- ・就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額について、目標値を設定する。
- ・大阪府が提供する市町村単位での令和5年度の就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額の見込を参考に、令和元年度の工賃の平均額の実績よりも向上した値を目標値として設定する。

2) 現状

- (ア) 一般就労移行者数、就労移行支援事業所利用者数及び就労継続支援B型事業所における平均工賃額は、令和元年度時点では、第5期計画の終期である令和2年度の目標値に到達していないものの、このまま推移すれば、目標値を達成できる見込みです。
- (イ) 就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率は、令和元年度時点で、令和2年度の目標値を達成しています。
- (ウ) 一方で、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合は、令和元年度は0%となるなど、令和2年度目標値を大きく下回り、達成できない見込みです。
- (エ) 障がい者を対象に実施したアンケートでは、回答者の約30%が何らかの仕事（家事等を含む）をしていると回答し、約70%が働いていないと回答しました。働き方の内訳をみると、約10%が福祉施設での就労、約15%が一般就労（正規職員、アルバイトなど）でした。
- (オ) アンケートにおいて福祉施設で働いていると回答した人のうち、20.5%が働き方について「特に希望なし」、57.8%がこのまま「福祉施設で働きたい」、7.2%が「一般の職場で働きたい」と回答しました。
- (カ) 福祉施設から一般就労への移行という観点でアンケート結果をみると、まずは「一般の職場で働きたい」という希望を持つ人に対して必要な支援を行うとともに、「特に希望がない」人の状況を丁寧に把握し、必要な支援がないかを精査することが重要です。

3) 成果目標達成に向けての取組

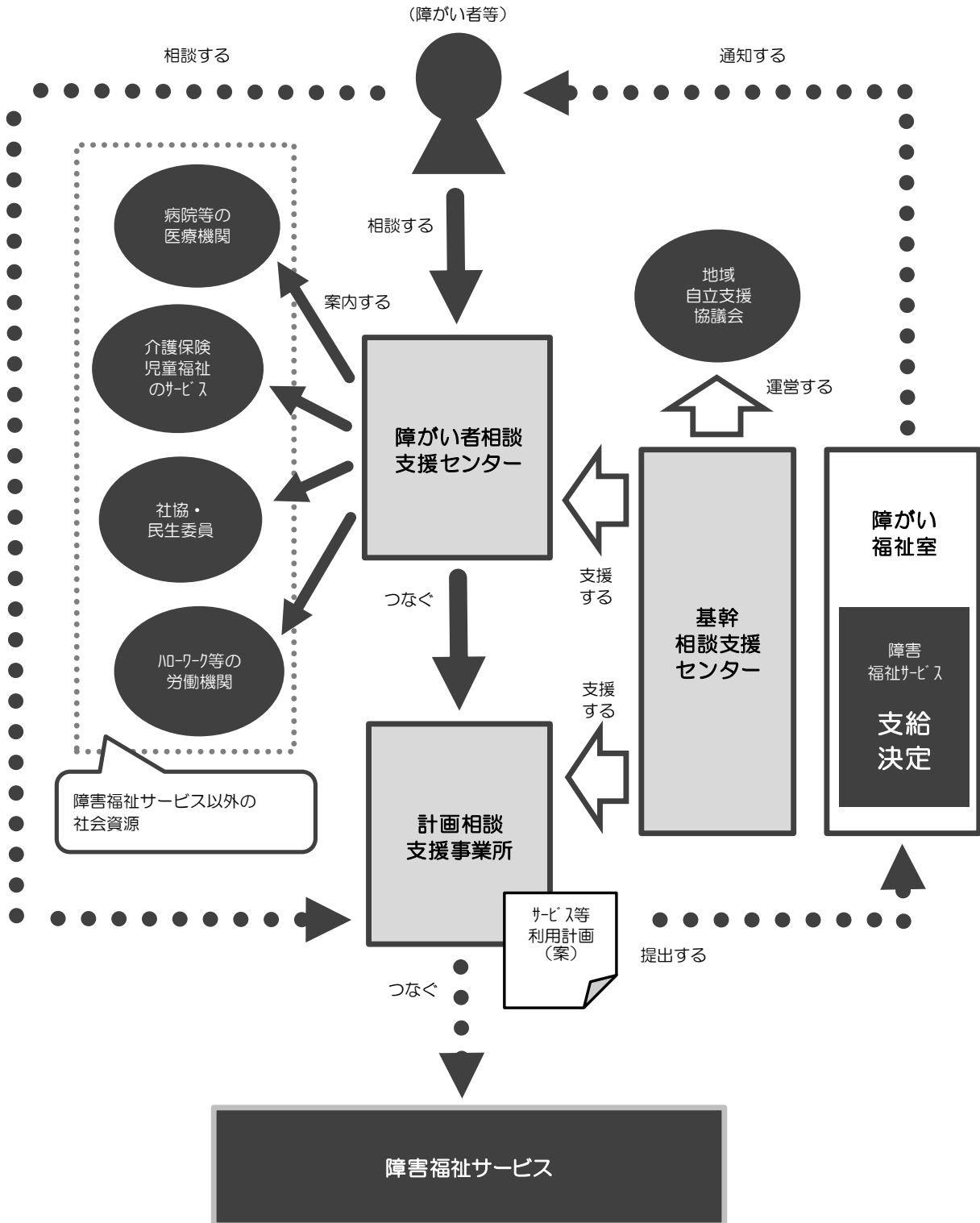
- (ア) 障がい者活躍推進計画に沿って、一事業者として障がい者雇用の促進に取り組むとともに、障がい者雇用に対する企業の理解促進を図ります。**重点取組**
- (イ) 一般就労への移行に向け、障がいの特性やニーズに合った支援が提供できるよう、事業所やその他の支援機関同士のネットワーク構築及び連携強化に向けた取組を引き続き進めます。**重点取組**
- (ウ) 一般就労に向けた職業体験の機会として、市役所及び公共施設における障がい者職業実習など、就労実習の場の充実を図ります。
- (エ) 障がい者の工賃向上のため、引き続き授産製品の販売の拡充を促進します。
- (オ) 障がい者優先調達について、市役所全体で一層の推進を図るため、提供可能な授産製品や役務の周知など、市役所庁内への働きかけを積極的に行います。

4) 目標達成に関連する主な活動指標

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び就労定着支援の月平均利用者数
【P54】

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【本市の相談支援体制】



1) 各目標の設定と考え方

目標

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

目標設定に当たった考え方

本市においては、基幹相談支援センター及び市内6ブロックに障がい者相談支援センターを設置していることから、さまざまな障がい種別や多様なニーズに対応できる相談支援機関となるよう、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを成果目標とします。

<参考>

●国の基本指針

・総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

●大阪府の考え方

・国の基本指針に沿った目標設定とする。
・市町村が基幹相談支援センターを設置する。

2) 現状

- (ア) サービスの支給決定に先立ち作成が必要なサービス等利用計画について、全ての利用者に対しては作成できていない状況であるため、全ての利用者に対して作成できる体制を確保できるよう、計画相談支援事業者に対する補助制度を運用しているところであります。
- (イ) 障がい者を対象に実施したアンケートでは、障がい者相談支援センターを利用したことがあると回答した人は16.4%、ないと回答した人は77.8%でした。また、ないと回答した人のうち、81.7%が障がい者相談支援センターが市内6か所に設置されていることを知らないと回答しました。
- (ウ) アンケートで、障がい者相談支援センターを知っているが利用したことがないと回答した人のうち、59.4%が相談することが特にないからと回答し、19.5%がどのようなことを相談すればよいかわからないからと回答しました。
- (エ) 困った時や相談したい時の相談先としては、家族や親せきと回答した人が72.8%と最も多く、次いで病院などの医師や看護師(30.6%)、市役所(24.9%)となっており、障がい者相談支援センターと回答した人は10%でした。

3) 成果目標達成に向けての取組

- (ア) 障がい者相談支援センターは、センターの認知度を高める取組を行うとともに、地域の身近な相談窓口として相談者に最適な支援が行えるよう、機能強化に取り組めます。**重点取組**
- (イ) サービスの支給決定に先立ち、サービス等利用計画が必ず作成されるよう、計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保など体制整備の取組を継続します。**重点取組**
- (ウ) 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核機関として、計画相談支援事業所や障がい者相談支援センターだけでは解決が困難な課題が発生した場合に専門的な指導や助言を行います。また、研修等を実施し、相談者のニーズを十分に引き出し、相談者の状況や意向を勘案しながら適切なサービスにつなぐことができる相談員等の育成に取り組めます。**重点取組**
- (エ) 高齢者や障がい児等の各分野にまたがる課題について、相談から適切な支援につなげるため、相談支援及びその他関係機関との連携体制の構築に取り組めます。また、地域自立支援協議会及び居住支援協議会（Osakaあんしん住まい推進協議会）との連携にも努めます。**重点取組**
- (オ) さまざまな障がいのうち、発達障がいは、診断までに時間を要するなど「見えにくい」障がいとして考えられることから、支援の入り口部分である相談や支援について、大阪府と連携しながら体制強化を図り、発達障がい者の意向を尊重し、最適なサービスにつなぐことができるよう取り組めます。また、発達障がいのある児童の家族への支援として実施しているペアレントトレーニング及びペアレントプログラム（※1）については、引き続き受講者数の増加をめざします。

（※1）発達障がいのある児童の家族への支援として、保護者が子供の発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけることができるよう実施する支援プログラム。

4) 目標達成に関連する主な活動指標

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
項目		(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	年間指導・助言件数(件/年)	16	16	16
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	年間支援件数(件/年)	16	16	16
地域の相談機関との連携強化の取組	年間支援件数(回/年)	16	16	16
<発達障がい>ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	年間受講者数(人/年)	38	47	56

以上の指標に加え、計画相談支援の月平均利用者数【P57】

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

1) 各目標の設定と考え方

目 標

- ・ 障害福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行います。
- ・ 不正請求等の未然防止や発見のため、監査を担う福祉指導監査室と審査事務を担う障がい福祉室及び子育て政策室との連携体制を強化します。
- ・ 府内の指定権限を有する市町村等と、指導監査における課題や対応策について協議するとともに、適宜、情報を共有します。

目標設定に当たっての考え方

国の基本指針及び大阪府の考え方を踏まえ、事業所指定の権限を持つ本市の状況に置き換えて、目標を設定します。

<参考>

●国の基本指針

- ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項（障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有）を実施する体制を構築する。

●大阪府の考え方

- ・ 国の基本指針の趣旨を踏まえ、市町村においては、報酬の審査体制の強化、指導権限を有する者との協力・連携や、適正な指導監査等の実施等について目標を設定する。
- ・ 大阪府と市町村は障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。
- ・ 大阪府は不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築する。
- ・ 大阪府や指定権限を有する市町村が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導について、大阪府が府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する場を設置する。

2) 現状

- (ア) 障害福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目等について、集団指導等の場で注意喚起を行っています。
- (イ) 福祉指導監査室が行う事業所に対する実地指導の結果について、適宜、障がい福祉室及び子育て政策室と情報共有しています。
- (ウ) 大阪府が設置する「指定指導に関する調整会議」に出席し、府内の指定権限を有する

市町村等と課題や対応策について協議しています。

- (工) 基幹相談支援センター等職員においては、大阪府主催の研修を受講することにより資質向上に努めています。また、事業所職員については、支援技術の向上のための研修を各事業者において実施されるよう、実地指導等で確認を行っているところです。

3) 成果目標達成に向けての取組

- (ア) 障害福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目については、事業者に対する集団指導等で注意喚起を行い、不正請求等の未然防止に向けた取組を継続します。
- (イ) 福祉指導監査室が行う実地指導の結果について、障がい福祉室及び子育て政策室と情報共有し、報酬の審査体制の強化に向け、引き続き取り組みます。
- (ウ) 大阪府が設置する「指定指導に関する調整会議」に出席し、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議するとともに、様々な機会を捉えて、府内市町村等と情報共有し、指導監査等を適正に行います。
- (エ) 基幹相談支援センター等職員については、大阪府等が実施する研修を受講するなど、総合的かつ専門的な相談支援の技術向上に努めます。また、各事業者においても、職員の支援技術の向上に取り組めるよう、大阪府等が実施する研修の情報提供を行うなど、連携して人材育成に取り組めます。

4) 目標達成に関連する主な活動指標

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
項目		(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	年間参加人数(人/年)	31	31	31
	体制の有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	年間実施回数(回/年)	1	1	1
	体制の有無	有	有	有
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	年間実施回数(回/年)	2	2	2
	体制の有無	有	有	有

3 障害福祉サービス等の利用見込みとその確保策

障害福祉サービス等の量を見込むにあたっての基本的な考え方は、国の基本指針に即し、各サービスの月間の実利用見込者数に1人あたり月平均利用量を乗じた数量を見込量として算出することを基本とします。

$$\text{（見込量）} = \text{（ひと月の実利用見込者数）} \times \text{（1人あたり月平均利用量〔日数・時間〕）}$$

（1）自立支援給付の利用見込みとその確保策

1）訪問系サービス

訪問系サービスは、障がい者が居宅等での生活を維持するために必要なサービスです。

（ア）サービスの内容

サービス名	サービス内容
居宅介護	・ 自宅において、入浴や食事等の身体介護、掃除や洗濯等の家事援助及び通院の付き添いを提供するサービス
重度訪問介護	・ 重度の障がい者で常時介護を必要とする障がい者が対象 ・ 自宅での入浴や食事等の介護から外出時の移動介護を総合的に提供するサービス
同行援護	・ 視覚障がいがあり移動が困難な障がい者が対象 ・ 外出時に同行し移動の支援を提供するサービス
行動援護	・ 知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常時介護が必要な障がい者が対象 ・ 行動の際に生じる危険回避のための援護や外出時の移動中の介護等を提供するサービス
重度障がい者等 包括支援	・ 介護の必要の程度が著しく高い人が対象 ・ 居宅介護など障害福祉サービスを包括的に提供するサービス

(イ) 実績と見込量

サービス名	単位	対象	実績				実績見込		見込量			
			平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度		
居宅介護	利用者数 [人/月]	身体障がい者	284	285	280	274	271	267	264	261		
		知的障がい者	178	189	191	198	205	212	219	227		
		精神障がい者	228	258	266	273	290	308	327	347		
		障がい児	55	57	59	52	51	50	50	49		
		合計	745	789	796	797	817	837	860	884		
	量の見込み [時間/月]	身体障がい者	8,804	8,835	8,680	8,763	8,750	8,736	8,723	8,710		
		知的障がい者	2,670	2,646	3,056	3,358	3,631	3,927	4,248	4,594		
		精神障がい者	3,192	3,096	3,192	2,998	2,939	2,880	2,823	2,767		
		障がい児	1,100	1,083	1,180	990	961	933	906	879		
		合計	15,766	15,660	16,108	16,109	16,281	16,476	16,700	16,950		
重度訪問介護	利用者数 [人/月]	身体障がい者	18	20	18	18	19	20	21	22		
		知的障がい者	1	1	1	1	1	1	1	1		
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0	0	0		
		合計	19	21	19	19	20	21	22	23		
		量の見込み [時間/月]	身体障がい者	4,230	4,120	4,032	3,995	4,235	4,475	4,715	4,955	
	知的障がい者		15	21	15	10	9	9	8	7		
	精神障がい者		0	0	0	0	0	0	0	0		
	合計		4,245	4,141	4,047	4,005	4,244	4,484	4,723	4,962		
	行動支援		利用者数 [人/月]	知的障がい者	98	125	142	152	176	204	236	274
		精神障がい者		3	2	1	2	1	1	1	1	
障がい児		3		3	5	5	7	8	10	13		
合計		104		130	148	159	184	213	247	288		
量の見込み [時間/月]		知的障がい者	2,744	2,750	3,266	3,941	4,462	5,052	5,720	6,476		
		精神障がい者	30	30	19	22	21	19	18	17		
		障がい児	114	93	90	101	98	95	92	90		
		合計	2,888	2,873	3,375	4,064	4,581	5,166	5,830	6,583		
		同行支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	89	86	78	81	82	83	84	85
				障がい児	0	0	0	0	0	0	0	0
量の見込み [時間/月]	身体障がい者	2,403	2,494	2,184	2,198	2,238	2,278	2,318	2,358			
	障がい児	0	0	0	0	0	0	0	0			
	合計	2,403	2,494	2,184	2,198	2,238	2,278	2,318	2,358			
	重度障害者等包括支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	0	0	0	0	1	1	1	1	
知的障がい者			0	0	0	0	1	1	1	1		
合計			0	0	0	0	2	2	2	2		
量の見込み [時間/月]		身体障がい者	0	0	0	0	240	240	240	240		
		知的障がい者	0	0	0	0	240	240	240	240		
		合計	0	0	0	0	480	480	480	480		
訪問系サービス計	利用者数 [人/月]	身体障がい者	391	391	376	373	373	371	370	369		
		知的障がい者	277	315	334	351	382	418	457	503		
		精神障がい者	231	260	267	274	291	309	328	348		
		障がい児	58	60	64	57	58	58	60	62		
		合計	957	1,026	1,041	1,055	1,104	1,156	1,215	1,282		
	量の見込み [時間/月]	身体障がい者	15,437	15,449	14,896	14,956	15,463	15,729	15,996	16,263		
		知的障がい者	5,429	5,417	6,337	7,309	8,343	9,228	10,216	11,317		
		精神障がい者	3,222	3,126	3,211	3,021	2,959	2,899	2,841	2,784		
		障がい児	1,214	1,176	1,270	1,091	1,059	1,028	998	969		
		合計	25,302	25,168	25,714	26,377	27,824	28,884	30,051	31,333		

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・重度障がい者に対しては、必要に応じた複数派遣の支給決定など、手厚い体制で支援が行えるよう取り組みます。
- ・障がい特性に対応したサービスの提供体制を確保するため、喀痰吸引等研修、同行介護従業者研修、強度行動障がい支援者養成研修等の受講支援に取り組みます。
- ・今後もサービス利用の増加を見込んでおり、安定的なサービス提供を行うため、福祉人材の確保について、事業所とともに検討を進めます。（「4 障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組（5）障がい福祉人材の確保、定着及び養成」と関連）

(工) 該当する総合計画の施策指標

大綱3福祉・健康 政策2障がい者の暮らしを支えるまちづくり

施策3-2-1 生活支援など暮らしの基盤づくり

ホームヘルプなど訪問系サービスの利用者数(月平均) 令和10年度 1,860人

2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、社会参加を促進するため、昼間の活動を支援するサービスです。

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害支援区分3（施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、または年齢が50歳以上の障害支援区分2（施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の障がい者が対象 ・ 昼間に、事業所において食事や排せつ等の介護等、生産活動や創作活動等の場を提供するサービス
自立訓練	<p>〈機能訓練〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を提供するサービス <p>〈生活訓練〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定期間、食事や家事等、日常生活能力向上のために必要な訓練等を提供するサービス
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労等を希望する65歳未満の障がい者が対象 ・ 一定期間、事業所での作業や企業実習、職場探しや就労後の職場定着のための支援等を提供するサービス
就労継続支援（A型）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労等が困難な方のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者が対象 ・ 事業所内で雇用契約に基づいた就労の場が提供され、一般就労に向けて必要な知識や能力を向上させるための訓練を提供するサービス
就労継続支援（B型）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等の就労が年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がい者及び就労移行支援事業を利用し企業等や就労継続支援A型の利用が困難な障がい者が対象 ・ 雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等を提供するサービス
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労へ移行した障がい者で、就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活における課題解消に向けて必要な連絡調整や指導・助言等の支援を提供するサービス
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療を必要とする常時介護を必要とする障がい者が対象 ・ 病院その他施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を提供するサービス

(イ) 実績と見込量

サービス名	単位	対象	実績				実績見込	見込量		
			平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
生活介護	利用者数 [人/月]	身体障がい者	321	315	306	306	302	297	292	288
		知的障がい者	525	539	554	574	591	609	627	646
		精神障がい者	65	67	63	79	84	90	97	104
		合計	911	921	923	959	977	996	1,016	1,038
	量の見込み [人日/月]	身体障がい者	5,457	5,670	5,202	5,208	5,134	5,061	4,990	4,919
		知的障がい者	10,500	10,780	10,526	10,904	11,046	11,190	11,336	11,483
		精神障がい者	780	804	630	785	801	817	833	850
		合計	16,737	17,254	16,358	16,897	16,981	17,068	17,159	17,252
療養介護	利用者数 [人/月]	身体障がい者	34	34	35	30	32	32	32	32
		知的障がい者	0	0	0	7	8	8	8	8
		精神障がい者	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	34	34	35	37	40	40	40	40
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 [人/月]	身体障がい者	2	2	4	3	4	5	6	8
		知的障がい者	0	0	0	0	0	0	0	0
		精神障がい者	1	1	2	2	3	4	5	6
		合計	3	3	6	5	7	9	11	14
	量の見込み [人日/月]	身体障がい者	24	24	64	54	81	122	183	274
		知的障がい者	0	0	0	0	0	0	0	0
		精神障がい者	21	21	19	24	25	27	28	30
		合計	45	45	83	78	106	149	211	304
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 [人/月]	身体障がい者	5	5	3	2	2	1	1	1
		知的障がい者	20	19	27	35	43	52	63	77
		精神障がい者	17	23	27	33	41	51	63	79
		合計	42	47	57	70	86	104	127	157
	量の見込み [人日/月]	身体障がい者	90	80	51	36	27	20	15	11
		知的障がい者	320	323	432	627	794	1,005	1,272	1,611
		精神障がい者	374	368	405	523	588	662	744	837
		合計	784	771	888	1,186	1,409	1,687	2,031	2,459
就労移行支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	10	8	5	10	11	12	13	15
		知的障がい者	34	46	48	38	41	43	46	49
		精神障がい者	64	80	92	88	99	110	123	138
		合計	108	134	145	136	151	165	182	202
	量の見込み [人日/月]	身体障がい者	160	152	85	182	222	270	328	400
		知的障がい者	850	782	864	687	646	607	571	536
		精神障がい者	1,344	1,440	1,472	1,409	1,433	1,458	1,483	1,508
		合計	2,354	2,374	2,421	2,278	2,301	2,335	2,382	2,444
就労継続支援 (A型)	利用者数 [人/月]	身体障がい者	30	34	35	31	31	31	32	32
		知的障がい者	30	46	42	43	50	58	67	78
		精神障がい者	60	80	83	103	123	148	178	214
		合計	120	160	160	177	204	237	277	324
	量の見込み [人日/月]	身体障がい者	660	646	665	583	560	539	518	498
		知的障がい者	720	920	798	865	931	1,002	1,079	1,161
		精神障がい者	1,140	1,360	1,494	1,744	2,011	2,318	2,673	3,081
		合計	2,520	2,926	2,957	3,192	3,502	3,859	4,270	4,740
就労継続支援 (B型)	利用者数 [人/月]	身体障がい者	64	63	62	65	65	66	66	67
		知的障がい者	176	177	177	186	189	192	196	199
		精神障がい者	116	120	130	139	147	156	166	176
		合計	356	360	369	390	401	414	428	442
	量の見込み [人日/月]	身体障がい者	832	819	744	846	855	863	872	880
		知的障がい者	3,168	3,186	3,009	3,154	3,152	3,150	3,148	3,146
		精神障がい者	1,740	1,680	1,820	1,940	2,014	2,092	2,172	2,255
		合計	5,740	5,685	5,573	5,940	6,021	6,105	6,192	6,281
就労定着支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	0	0	0	5	5	6	8	10
		知的障がい者	0	0	0	16	18	20	22	25
		精神障がい者	0	0	0	28	31	35	40	46
		合計	0	0	0	49	54	61	70	81

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・障がい者の社会参加を促進するため、障がい特性に合った支援体制の確保に取り組みます。
- ・医療的ケアの必要な重度障がい者の日中活動の場の整備促進に効果的な方策を検討します。**重点取組**

3) 短期入所サービス（ショートステイ）

(ア) サービスの内容

自宅で介護者が病気になった時や、体や心の休息が必要になった時などに、施設等へ短期間入所し、宿泊に伴う入浴、排せつ及び食事の介護等を提供するサービスです。

(イ) 実績と見込量

サービス名	単位	対象	実績				実績見込		見込量	
			平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
短期入所	利用者数 [人/月]	身体障がい者	63	66	63	65	66	67	68	69
		知的障がい者	131	154	176	188	211	239	269	303
		精神障がい者	4	7	8	8	11	15	19	25
		障がい児	27	31	37	32	34	36	38	40
		合計	225	258	284	293	322	357	394	437
	量の見込み [人日/月]	身体障がい者	504	528	504	523	529	536	543	551
		知的障がい者	917	924	1,056	1,125	1,206	1,293	1,386	1,485
		精神障がい者	68	77	64	101	119	141	166	196
		障がい児	135	155	185	189	212	238	266	299
		合計	1,624	1,684	1,809	1,938	2,066	2,208	2,361	2,531

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・ 医療的ケアが必要な重度障がい者への支援の不足を解消するため、サービスの確保に向け取り組みます。**重点取組**
- ・ 緊急時の対応力向上のため、市内の短期入所施設における緊急受入れ枠をより有効的に活用する方策など、引き続き支援体制の検討を進めます。
 （「2 成果目標（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実」と関連）
- ・ 親元からの自立に向けたステップとして、1人暮らしやグループホーム等で生活するための練習ができるよう、生活体験利用を促進します。

4) 居住系サービス

居住系サービスは、住まいの場の提供及び主に夜間や休日の暮らしを支えるサービスです。

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	・共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な日常生活上の支援を提供するサービス
施設入所支援	・障害者支援施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護その他必要な日常生活上の支援を提供するサービス
自立生活援助	・障害者支援施設やグループホームからの一人暮らしへの移行を希望する者等が対象 ・定期的な巡回訪問等や相談対応により、居宅での自立した日常生活を送る上での状況把握、必要な助言又は関係機関との連絡調整等の支援を提供するサービス

(イ) 実績と見込量

サービス名	単位	対象	実績				実績見込 令和2年度 2020年度	見込量		
			平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度		令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
共同生活 援助 (グループ ホーム)	利用者数 [人/月]	身体障がい者	57	58	58	61	62	63	65	74
		知的障がい者	209	224	234	245	258	272	287	342
		精神障がい者	42	46	54	53	57	62	67	81
		合計	308	328	346	359	377	397	419	497
施設入所 支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	78	74	72	70	69	68	67	66
		知的障がい者	99	100	99	97	97	97	97	97
		精神障がい者	4	4	2	2	2	2	2	2
		合計	181	178	173	169	168	167	166	165
自立生活 援助	利用者数 [人/月]	身体障がい者	0	0	0	0	0	0	0	0
		知的障がい者	4	4	4	4	4	4	4	4
		精神障がい者	4	4	4	4	4	4	4	4
		合計	8	8	8	8	8	8	8	8

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・地域移行後の住まいの場及び高齢化・重度化した障がい者が安心して暮らせる場として、日中サービス支援型共同生活援助のあり方を研究するとともに、グループホームの整備促進に取り組みます。**重点取組**（「2 成果目標（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行」と関連）【再掲】

なお、増加するグループホームの見込量は、現状と今後3年間の整備見込みを踏まえ算出していますが、障がい者の重度化及び高齢化、親亡き後の生活の場である共同生活援助の必要数を考えると、まだまだ十分な見込量とはなっていません。整備にあたっては、課題となっている土地や住宅の確保、世話人等の人材不足の解消に取り組めます。

- ・ 医療的ケアの必要な重度障がい者の地域生活が実現できるよう、サービスの確保策及び支援体制の構築に向け検討を進めます。**重点取組**

(エ) 該当する総合計画の施策指標

大綱3福祉・健康 政策2障がい者の暮らしを支えるまちづくり
 施策3-2-1 生活支援など暮らしの基盤づくり
グループホームの利用者数（月平均） 令和10年度 700人

5) 相談支援

相談支援は、障害福祉サービス等を利用するために必要となるものであり、障がい者がサービスにつながる際に重要な役割を果たすものです。

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
計画相談支援	・ 障害福祉サービスを利用しようとする障がい者等が対象 ・ サービス等利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整等を行うサービス
地域移行支援	・ 障害者支援施設等に入所または精神病院に入院している障がい者が対象 ・ 住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を提供するサービス
地域定着支援	・ 居宅において単身の障がい者や施設や病院から退所等したが地域生活が不安定な障がい者が対象 ・ 安心して生活できるように常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談やその他必要な支援を提供するサービス

(イ) 実績と見込量

サービス名	単位	対象	実績				実績見込 令和2年度 2020年度	見込量		
			平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度		令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
計画相談 支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	83	80	84	101	115	123	132	142
		知的障がい者	96	114	134	168	210	253	305	368
		精神障がい者	106	128	146	191	238	290	354	431
		障がい児	1	2	1	1	1	1	1	1
		合計	286	324	365	461	564	667	792	942
地域移行 支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	1	0	1	1	1	2	3	4
		知的障がい者	1	1	1	0	0	1	2	3
		精神障がい者	2	2	2	1	2	3	4	5
		合計	4	3	4	2	3	6	9	12
地域定着 支援	利用者数 [人/月]	身体障がい者	0	0	0	0	0	0	0	0
		知的障がい者	1	1	1	1	1	1	1	1
		精神障がい者	0	0	0	1	2	3	4	5
		合計	1	1	1	2	3	4	5	6

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・サービスの支給決定に先立ち、サービス等利用計画が必ず作成されるよう、計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保など体制整備の取組を継続します。(「2成果目標(5)相談支援体制の充実・強化等」と関連)【再掲】
- ・相談者の意向や置かれている状況を勘案し適切なサービスにつなぐことができる人材の育成を支援するため、専門性を高める研修等を実施します。(「2成果目標(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行」と関連)【再掲】
- ・施設入所や入院している障がい者の状況や意向の把握に努めるとともに、地域移行支援及び地域定着支援のサービスについて入所施設や医療機関へ周知し、サービスの利用促進を図ります。(「2成果目標(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行」と関連)【再掲】

(2) 地域生活支援事業の利用見込みとその確保策

1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等や障がい特性等に関する地域住民の理解を深めるための研修や啓発活動を実施することにより、障がい者等の日常生活及び社会生活における社会的障壁の除去及び共生社会の実現を図る。
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る。

(イ) 実績と見込量

項目		年度					
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 見込み (2020年度 見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
理解促進研修 ・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支 援事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・障がい者の社会参加を図るため、イベント等の機会を活用し啓発活動を推進するとともに、障がい者等が自発的に行う活動を支援することで、障がいや障がい者に対する理解促進に取り組みます。

2) 相談支援事業

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
障がい者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援を行うとともに、障がい者の権利擁護のために必要な援助等、関係機関との連絡調整を行う。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、相談支援機能の強化を図る。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に関する支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援する。

(イ) 実績と見込量

項目		年度					
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 見込み (2020年度 見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障がい者相談支援事業	実施箇所数（障がい者相談支援センター箇所数）	5	6	6	6	6	6
	基幹相談支援センターの設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	無	無	無	無	有	有

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・障がい者相談支援センターは、センターの認知度を高める取組を行うとともに、地域の身近な相談窓口として相談者に最適な支援が行えるよう、機能強化に取り組みます。
（「2 成果目標（5）相談支援体制の充実・強化等」と関連）【再掲】
- ・基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核機関として、計画相談支援事業所や障がい者相談支援センターだけでは解決が困難な課題が発生した場合に専門的な指導や助言を行います。また、研修等を実施し、相談者のニーズを十分に引き出し、相談者の状況や意向を勘案しながら適切なサービスにつなぐことができる相談員等の育成に取り組みます。（「2 成果目標（5）相談支援体制の充実・強化等」と関連）【再掲】

3) 成年後見制度関連事業（成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支

援事業)

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
成年後見制度利用 支援事業	判断能力が十分でない障がい者が、障がい福祉サービスの利用契約の締結等を適切に行えるよう、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る。
成年後見制度法人後見 支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る。

(イ) 実績と見込量

項目		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度 見込み)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	
成年後見制度 利用支援事業	年間利用者数	20	23	30	32	37	42	
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有	

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・成年後見制度については、後見人等が実施する支援内容を障がい者が理解し、相談機関等を通じて利用につながるができるよう、市報すいたやホームページ等を活用しながら、関係機関等と連携して一層の啓発に取り組みます。
- ・後見人等の高齢化も見据え、成年後見制度法人後見支援事業の実施に向け、事業の検討を進めます。

4) 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者設置、入院時コミュニケーション支援）、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業（手話、要約筆記、盲ろう者向け、失語症向け）、手話奉仕員養成研修事業

(ア) サービスの内容

【意思疎通支援事業】

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある障がいの者の意思疎通の円滑化を図るため、以下の支援を行います。

サービス名	サービス内容
手話通訳者派遣	手話通訳者を派遣する。
要約筆記者派遣	要約筆記者を派遣する。
手話通訳者設置 (障がい福祉室の手話通訳者の数)	手話通訳者を設置する。
入院時コミュニケーション支援	入院時における障がい者と医療従事者との意思疎通を支援するため、支援員を派遣する。

【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業】

意思疎通を図ることが困難な障がい者が自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修の実施や派遣する体制を整備します。(手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症向け意思疎通支援者)

【手話奉仕員養成研修事業】

障がいの者の意思疎通支援を図るため、日常会話に必要な手話表現の技術を習得した者を養成します。

(イ) 実績と見込量

【意思疎通支援事業】

項目		年度					
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 見込み (2020年度 見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話通訳者派遣事業	年間利用件数	329	329	329	342	342	342
	年間利用時間数	426	588	588	544	544	544
要約筆記者派遣事業	年間利用件数	13	24	24	13	13	13
	年間利用時間数	31	54	54	30	30	30
手話通訳者設置事業（障がい福祉室の手話通訳者数）	年間設置者数	1	2	2	2	2	2
入院時コミュニケーション支援	年間利用人数	9	14	14	14	14	14

【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業】

項目		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 見込み (2020年度 見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話通訳者養成研修事業	登録試験合格者数	-	-	20	20	20	20
	養成講習修了者数	-	-	15	15	15	15
要約筆記者養成研修事業	登録試験合格者数	-	-	5	5	5	5
	養成講習修了者数	-	-	10	10	10	10
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	登録者数	-	-	30	30	30	30
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	登録者数	-	-	10	10	10	10

年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度見込み)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
手話通訳者派遣事業	年間利用件数	-	-	35	35	35	35
	時間数	-	-	55	55	55	55
要約筆記者派遣事業	年間利用件数	-	-	2	2	2	2
	時間数	-	-	3	3	3	3
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	年間利用件数	-	-	325	325	350	375
	時間数	-	-	1300	1300	1400	1500
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	年間利用件数	-	-	0	0	0	0
	時間数	-	-	0	0	0	0

【手話奉仕員養成研修事業】

年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度見込み)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
手話奉仕員養成研修事業 (手話奉仕員養成講習修了者数)	年間養成講習修了者数	71	72	0	64	80	96

(ウ) 見込量確保のための方策

【意思疎通支援事業・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業】

- ・手話通訳者及び要約筆記者の確保にあたっては、講習会での養成を進めるとともに、ICTの活用など幅広い視点から手話通訳者及び要約筆記者の派遣体制の確保に取り組みます。
- ・入院時コミュニケーション支援については、制度の啓発に努めます。

【手話奉仕員養成研修事業】

- ・ボランティア団体やサークル等と連携しながら、手話奉仕員の養成研修を実施し、意思疎通支援の担い手の育成に取り組みます。

5) 日常生活用具給付等事業

(ア) サービスの内容

重度障がい者等に日常生活用具の給付または貸与を行い、日常生活の便宜を図ります。

サービス名	サービス内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、移動用リフト、訓練いす等
自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護帽、歩行補助つえ、火災警報器、電磁調理器、特殊便器等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸引器）、視覚障がい者用体温計（音声式）等
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用拡大読書器、点字図書
排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がい者・児の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

(イ) 実績と見込量

項目		年度					
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 見込み (2020年度 見込み)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護・訓練支援用具	年間利用件数	28	42	34	34	34	34
自立生活支援用具	年間利用件数	95	79	89	90	90	90
在宅療養等支援用具	年間利用件数	81	89	79	80	80	80
情報・意思疎通支援用具	年間利用件数	279	452	376	380	380	380
排せつ管理支援用具	年間利用件数	7,404	7,627	7616	8,000	8,000	8,000
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	年間利用件数	5	7	7	8	8	8

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・ 重度障がい者の日常生活の自立や介護者の負担軽減を図るため、本市の実情に応じた対象用具等の給付又は貸与について検討を継続します。

6) 移動支援事業

(ア) サービスの内容

障がい者に対し、外出の際の移動を支援することで、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

(イ) 実績と見込量

サービス名	単位	対象	実績				実績見込		見込量		
			平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	
移動支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	236	238	233	231	236	241	246	251	
		知的障害者	674	696	677	642	655	668	681	694	
		精神障害者	114	109	117	127	130	133	136	139	
		障害児	52	43	49	39	40	41	42	43	
		合計	1,076	1,086	1,076	1,039	1,061	1,083	1,105	1,127	
	量の見込み [時間/月]	身体障害者	34,387	36,262	35,295	33,702	34,455	35,208	35,961	36,714	
		知的障害者	123,482	115,664	108,705	97,090	99,047	101,004	102,961	104,918	
		精神障害者	8,001	9,489	10,485	10,172	10,445	10,718	10,991	11,264	
		障害児	5,723	4,908	5,223	5,553	5,677	5,801	5,925	6,049	
		合計	171,593	166,323	159,708	146,517	149,624	152,731	155,838	158,945	

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・重度障がい者に対しては、必要に応じて複数派遣を決定するなど、手厚い体制で支援が行えるよう取り組みます。
- ・移動支援事業の充実を図るため、ガイドヘルパーの養成を促進します。
(「4 障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組 (5) 障がい福祉人材の確保、定着及び養成」と関連)

(エ) 該当する総合計画の施策指標

大綱3福祉・健康 政策2障がい者の暮らしを支えるまちづくり

施策3-2-2 社会参加の促進

移動支援事業の利用者数(月平均) 令和10年度 1,230人

7) 地域活動支援センター機能強化事業

(ア) サービスの内容

障がい者に創作的活動や日中活動の場の提供を行う基礎的事業を実施した上で、定員規模や活動内容が異なる機能強化事業を行います。

サービス名	サービス内容
基礎的事業	利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等、地域に応じた事業を実施します。
機能強化事業	〈Ⅰ型〉 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域基盤との連携強化のための調整、普及啓発を行います。 〈Ⅱ型〉 機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス等を実施します。 〈Ⅲ型〉 小人数の作業所で、障がい者に創作的活動や日中活動の場を提供します。

(イ) 実績と見込量

年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度見込み		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	(2018年度)		(2019年度)		(2020年度見込み)		(2021年度)		(2022年度)		(2023年度)	
項目	実施箇所数(か所)	利用者数(人/年)	実施箇所数(か所)	利用者数(人/年)	実施箇所数(か所)	利用者数(人/年)	実施箇所数(か所)	利用者数(人/年)	実施箇所数(か所)	利用者数(人/年)	実施箇所数(か所)	利用者数(人/年)
地域活動支援センターⅠ型	1	6990	1	2016	1	4684	2	9368	2	9368	2	9368
地域活動支援センターⅡ型	2	355	2	338	2	419	2	452	2	452	2	452
地域活動支援センターⅢ型	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2760	2	2760

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・精神障がい者の地域生活の充実を図るため、居場所を確保しながら、居住から就労までさまざまな相談を受け止め、対応するサービスや社会資源につなぐ機能を持つ地域活動支援センターⅢ型を整備するとともに、Ⅰ型及びⅡ型施設については、機能の強化を図ります。

8) 障がい児等療育支援事業

(ア) サービスの内容

在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、療育の技術向上等を目的とする機関支援や研修を行うとともに、療育等の実施機関との重層的な連携を図ります。

(イ) 見込量

年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度 見込み)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
障がい児等 療育支援事業	実施箇所数	—	—	1	1	1	1

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・障がい児等の支援を行う事業所等に対し療育や相談に関する助言や、支援技術向上のための研修等を行います。

9) 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業（地域生活支援広域調整会議等事業）

(ア) サービスの内容

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、精神障がい者に対する地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援及びアウトリーチ（多職種による訪問支援）等に取り組むため、各関係機関が連携できる体制を構築します。

(イ) 見込量

年度		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度 見込み	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020 年度 見込み)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
地域生活支援広域調整 会議等事業	協議会の開催回数 (回/年)	—	—	0	0	1	1

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・精神障がい者の地域生活を支援する関係機関との連携体制の構築に向け、保健所と連携しながら、検討を進めます。
- (「2 成果目標 (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」と関連)

10) 日常生活支援（訪問入浴サービス、日中一時支援）

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
訪問入浴サービス事業	・入浴が困難な在宅の身体障がい者が対象 ・居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴介助を提供するサービス
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息の機会を確保し、介護者の負担の軽減を図ります。

(イ) 実績と見込量

年度		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度見 込み	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
項目		(2018年 度)	(2019 年度)	(2020年 度見込 み)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
訪問入浴サービス事業	利用量 (人日)	1,048	1,061	1,072	1,083	1,094	1,104
日中一時支援事業	利用量 (人日)	10,611	11,144	11,701	13,687	15,540	17,411

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・訪問入浴サービス事業については、障がい者の置かれている状況や希望を勘案し、必要な場合にサービスが提供できるよう、サービスの提供体制を確保します。
- ・日中活動系サービスの利用後の時間帯の余暇活動について、日中一時支援事業を含む支援のあり方を検討します。

11) その他の取組

障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加を促進するため、文化芸術、スポーツ及び読書活動の機会の確保に努めます。

4 障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組

(1) 障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進

1) 現状

障がい者を対象としたアンケート調査では、「最近3年以内に、障がいがあることで差別を受けたり、偏見を感じたこと」が「ある」と回答した人が約15%、「ない」と回答した人が約64%、「わからない」と回答した人が約12%でした。「ある」と回答した場合、「どのような時に差別を受けたり、偏見を感じたか」については、「まちでの人の視線」が37%と最も多く、次いで「交通機関や建築物での配慮のなさ」が33.8%でした。

2) 取組項目

- (ア) 公共施設の新設等にあたっては、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準に適合するものとし、バリアフリー吹田市民会議（※1）や障がい者からの意見を参考に整備を進めるなど、バリアフリーの実現に向けた取組を進めます。
- (イ) 合理的配慮の提供が市役所全体の取組として十分に浸透するよう、吹田市合理的配慮庁内推進会議（※2）を開催し、常に合理的配慮の視点をもって業務が行われるよう、啓発を推進するとともに、効果的な取組について検討を進めます。**重点取組**
- (ウ) 地域全体で障がい者差別の解消に向けた取組を推進するため、吹田市障害者差別解消支援地域協議会（※3）を開催し、差別解消に向けた取組について検討を進めます。**重点取組**
- (エ) 差別解消、合理的配慮の推進やバリアフリー化に向けた取組と併せて、ユニバーサルデザインを浸透させるための施策を検討します。

※1 バリアフリー吹田市民会議

障がい者や高齢者を含むすべての市民が安全かつ円滑に移動及び施設の利用が行えるよう、吹田市が行う公共施設の整備に際し意見聴取する場

※2 吹田市合理的配慮庁内推進会議

合理的配慮の推進のため庁内ネットワークを構築し、関係部局間が連携し効率的かつ円滑に取組を行う会議

※3 吹田市障害者差別解消支援地域協議会

障がい者差別に関する相談や差別解消の取組等の情報共有及び啓発活動等の取組を行う、地域の関係機関により構成される会議

(2) コミュニケーション支援の促進

1) 現状

障がい者を対象としたアンケート調査で、「コミュニケーションを取る時に必要な支援は何ですか」とお聞きしたところ、44.4%の人が「支援の必要がない」と回答しましたが、27.6%の人が「分かりやすい言葉で話す」こと、20.9%の人が「大きな声でゆっくり話す」と回答しました。

2) 取組項目

- (ア) 障がい者がさまざまな情報を得ることができる環境を整備するため、あらゆる情報発信について、分かりやすく、伝わりやすいものとなるよう、取組を進めます。
- (イ) 障がい特性に応じ、言語（手話を含む。）その他さまざまなコミュニケーション手段が存在するとの認識に立ち、手話や点字、要約筆記等の普及・啓発に努めます。また、コミュニケーション手段の確保におけるICTの活用等、幅広い視点で障がい者の情報取得やコミュニケーション支援等の機会拡大に取り組みます。**重点取組**
- (ウ) サービス利用に際し、必要な情報を提供するなど、障がい者本人が自ら意思決定できるよう支援に取り組みます。

(3) 障がい者に対する虐待の防止

1) 現状

- (ア) 虐待の認定件数は、平成29年度（2017年度）は29件、平成30年度（2018年度）は24件、令和元年度（2019年度）は25件と一定の件数で推移しています。
- (イ) 事業所の職員が常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ちながら障がい者等の支援にあたるとともに、虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めるため、事業所に対して研修を実施しています。
- (ウ) 障がい者を対象としたアンケート調査で、成年後見制度について、「知らない」と回答した人は34.0%、「聞いたことがあるが、内容は知らない」と回答した人は26.3%、「知っている」と回答した人は33.5%でした。

2) 取組項目

- (ア) 障がい者に対する虐待が疑われる場合の速やかな通報を徹底するため、相談支援専門員やサービス管理責任者等の事業所の従業員の虐待防止に対する意識を高める研修の実施等、虐待事案の未然防止及び早期発見が促進される取組を促進します。
- (イ) 虐待発生時の一時保護のため、短期入所施設との円滑な連携体制を確保し、虐待を受けた障がい者等の保護及び自立支援に取り組みます。
- (ウ) 成年後見制度については、後見人等が実施する支援内容を障がい者が理解し、相談機関等を通じて利用につながるができるよう、市報すいたやホームページ等を活用しながら、関係機関等と連携して一層の啓発に取り組みます。
（「3 障害福祉サービス等の利用見込みとその確保策（2）地域生活支援事業 3）成年後見制度関連事業」と関連）【再掲】

(4) 事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実

1) 現状

- (ア) 近年、地震などの自然災害に加え、新型コロナウイルスなどの感染症が発生し、障害福祉サービス事業所等においても、「非常時」の対応を想定しておく必要性が、強く認識されるようになっていきます。
- (イ) 障がい者団体を対象とした意見聴取では、新型コロナウイルスによる影響として、外出ができないこと、仕事や生産活動ができなくなったこと、生活用品（衛生用品も含む）の不足、感染への恐怖感、聴覚障がい者のコミュニケーションにおけるマスク着用の影響などがあげられました。
- (ウ) 事業者を対象とした意見聴取では、新型コロナウイルスによる影響として、外出控えによる移動支援の減少、マスク着用が難しい障がい者の支援、医療との連携がとりづらくなっていることなどがあげられました。

2) 取組項目

- (ア) 障害福祉サービス事業所等において、災害等のリスクを洗い出し、あらかじめ対応策を定めておくなどのリスクマネジメントが行われるよう、集団指導等の機会を捉え、注意喚起を行います。
- (イ) 発災時に備え、各事業所においては地域や関係機関との関係性の構築を図ることが重要であることから、地域の障がいに対する理解促進に取り組みます。

(5) 障がい福祉人材の確保、定着及び養成

1) 現状

- (ア) 多くの求職者と面接ができるよう、ハローワークと共同で、福祉事業者の就職面接会を実施しました。
- (イ) 事業者を対象とした意見聴取では、新型コロナウイルスによる影響として、安定した収入が得られないことによる職員の離職、感染防止の観点から、軽い体調不良でも職員を休ませなければならないこと、もともとあった人材不足に拍車がかかっていることなどがあげられました。
- (ウ) 上記意見聴取で、①専門性を高めるための研修の実施、②多職種間の連携の推進、③働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知、の3つについて、それぞれどういった要素があれば取組が進むかという項目については、①に対しては、研修費補助範囲の拡大、時間がない中でも研修を受講できる方法の検討（動画配信等）、安価又は無料で呼べる優秀な外部講師の斡旋などがあげられ、②に対しては、医療との連携強化の方策の検討、相談員に情報が集まり相談員を中心とした連携が取れる仕組みづくり、などがあげられています。また、③に対しては、安く利用できる求人広告媒体、複数事業所合同での説明会やPR活動の場をつくることなどがあげられました。

2) 取組項目

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の状況においても、これまで実施してきたハローワークと共催の就職面接会の継続を検討するとともに、感染防止策が求められる中での有効な採用活動のあり方について、事業者の意見を聞きながら検討します。
- (イ) 福祉人材の確保にあたっては国及び大阪府と連携して取組みながら、市の取組として、研修費補助制度の活用を促進するとともに、より効果的な人材確保策について検討を進めます。**重点取組**
- (ウ) 確保した人材の定着に係る施策及びサービスの専門性が高められるよう、人材の養成に必要な取組を進めます。**重点取組**

第6期吹田市障がい福祉計画における主な取組一覧

	項目	取組
2 成果目標	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	①地域移行支援及び地域定着支援の利用促進 ②相談支援員等の専門性を高める研修の実施 ③グループホームの整備促進◆ ④強度行動障がいや高次脳機能障がいに対する適切な支援ができる人材育成の促進
	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	①保健、医療、福祉関係者による協議の実施及び連携支援体制の確保
	(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実	①緊急受入れ枠の有効な活用など支援体制の整備に係る検討◆ ②一人暮らし等の体験ができるグループホームの整備促進 ③拠点施設における人材養成の方策の検討
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	①市役所における障がい者雇用の促進及び障がい者雇用に対する企業の理解促進◆ ②支援機関同士のネットワーク構築及び連携強化に向けた検討◆ ③就労実習の場の充実 ④授産製品の販売拡充の促進 ⑤障がい者優先調達の推進
	(5) 相談支援体制の充実・強化等	①障がい者相談支援センターの認知度向上及び機能強化◆ ②サービス等利用計画の作成体制の整備◆ ③基幹相談支援センターの指導的役割の強化◆ ④相談支援及びその他関係機関との連携体制の構築◆ ⑤発達障がい者に対する支援体制の強化
	(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	①サービスの介護給付請求におけるエラー項目に関する注意喚起 ②報酬の審査体制の強化に向けた取組 ③適正な指導監査等に向けた取組 ④市職員及び事業所職員の資質向上に向けた研修受講促進
3 障害福祉サービス等の確保とその確保策	(1) 自立支援給付	①医療的ケアが必要な重度障がい者の日中活動の場の整備促進◆ ②医療的ケアが必要な重度障がい者への支援が可能な短期入所サービスの不足解消◆ ③(短期入所)緊急受入れ枠の有効な活用に向けた支援体制の検討 ④グループホームの整備促進【再掲】◆ ⑤サービス等利用計画の作成体制の整備【再掲】◆ ⑥相談支援員等の専門性を高める研修の実施【再掲】 ⑦地域移行支援及び地域定着支援の利用促進【再掲】
	(2) 地域生活支援事業	①障がいや障がい者に対する理解促進 ②障がい者相談支援センターの認知度向上及び機能強化【再掲】◆ ③基幹相談支援センターの指導的役割の強化【再掲】◆ ④成年後見制度の利用啓発 ⑤手話通訳者や要約筆記者の派遣体制の確保 ⑥手話通訳者や要約筆記者などの意思疎通支援の担い手育成 ⑦移動支援事業の充実に向けたガイドヘルパーの養成促進 ⑧地域活動支援センターの整備及び機能強化 ⑨障がい者の文化芸術、スポーツ及び読書活動の機会の確保
4 障害福祉サービス等に向けた取組 円滑な提供に	(1) 障がい者を理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進	①バリアフリーの実現に向けた取組 ②庁内における合理的配慮の取組の推進◆ ③地域全体での差別解消に向けた取組の推進◆ ④ユニバーサルデザインの推進に向けた施策の検討
	(2) コミュニケーション支援の促進	①市役所からの分かりやすい情報発信 ②多様なコミュニケーション手段に関する周知・啓発◆ ③情報取得及びコミュニケーション支援の機会拡大◆ ④サービス利用における自己決定のための支援
	(3) 障がい者に対する虐待の防止	①相談支援専門員や事業所の従業者に対する研修の実施 ②成年後見制度の利用啓発【再掲】
	(4) 事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実	①リスクマネジメントに関する注意喚起 ②地域の障がいに対する理解促進
	(5) 障がい福祉人材の確保、定着及び養成	①感染防止策が求められる中で有効な採用活動のあり方の検討 ②研修費補助制度の活用促進及びより効果的な人材確保策の検討◆ ③人材の定着及び専門性の向上に関する取組の推進◆

◆は第6期計画期間中に重点的に取組を進める項目(重点取組として位置づけるもの)

第
4
章

第2期吹田市障がい児福祉計画

1 基本的な考え方

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、本市における障がい児通所支援及び障がい児相談支援の種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。

障がいのある児童の健やかな育成を支援するためには、児童のライフステージに沿って保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の機関と連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制整備を図るとともに、障がいの有無に関わらず地域社会への参加が可能となるよう、適切な生活環境を整備していく必要があります。

障がい児通所支援等を必要とする児童が増加する中、早期発見・支援のための体制整備や相談支援体制の充実はより重要なものとなっており、また、民間事業所の関わりが広がる現状において、公・民のさらなる連携も必要です。

障がい児福祉計画に基づき、障がいのある、またはその疑いがある児童とその家族の多様なニーズに継続的、かつ総合的に対応するとともに、必要なときに必要な支援へと着実につないでいけるよう、関係機関と連携を強化し、取組を推進していきます。

国の基本指針や大阪府の考え方を踏まえた障がい児支援体制の確保に関する基本的な考え方は、次のとおりです。

(1) 地域支援体制の構築

こども発達支援センターを本市の障がい児支援の拠点施設と位置付け、福祉、医療、教育等の関係機関と連携し、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図るとともに、障がい児通所支援サービス事業所と連携し、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ります。

また、障がい児通所支援サービス事業所に対しては、関係部局が連携し、情報共有や課題解決に向けた研修、報酬請求の過誤に対する指導、指導監査の適正な実施等に努め、支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

(2) 保育、保健医療、教育等の関係機関と連携した支援

こども発達支援センター等の子育て支援担当部局と保健センター等の保健医療担当部局の関係機関同士が緊密な連携を図り、障がい児の早期発見・支援や健全育成や、障がい児通所支援の体制整備を推進するとともに、児童のライフステージに沿って、教育等の関係機関へ支援を円滑に引き継いでいくよう努めます。

また、難聴児支援については、新生児聴覚検査への助成事業や乳幼児健康診査等での聴覚検査の実施により、難聴児等の早期発見や円滑かつ適切な支援・治療の実施につなげるよう努めます。

(3) 地域社会への参加・包容の推進

障がい児通所支援サービス事業所等と、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）、幼稚園、小学校、特別支援学校等との支援協力体制の構築に努めます。

また、障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めます。さらに、「第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））との調和を保ちつつ、子育て支援施策との緊密な連携を図りながら、施策の充実に努めます。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

市内に2か所ある医療型児童発達支援センターのほか、重症心身障がい児を支援する障がい児通所支援サービス事業所等により、重症心身障がい児の地域生活を支援する体制の整備に努めます。

また、医療的ケア児の育ちや暮らしを支援するため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が参加する協議の場を活用した社会資源の開発・改善に努めます。

(5) 障がい児相談支援の提供体制

障がいのある、またはその疑いがある児童とその家族の相談窓口であるこども発達支援センターや保健センター、のびのび子育てプラザ、子育て政策室等の各機関の役割を周知するとともに、各機関において専門知識を深め、ライフステージに応じた適切な支援につなげるよう連携し、相談支援体制の充実に努めます。

また、障がい児通所支援サービスの利用に当たっては、児童本人や家族に対する支援を継続的かつ一体的に受けられるように障がい児相談支援の利用の周知に努めるとともに、障がい児相談支援を実施する事業者の質の向上のため、こども発達支援センターによる後方支援の充実に努めます。

2 成果目標

第2期障がい児福祉計画では、国の基本指針及び大阪府の考え方を踏まえ、障がい児支援の提供体制の整備等に係る目標（成果目標）を設定します。

また、第6期障がい福祉計画にある成果目標のうち、障がい児支援の提供体制に関連する事項については、内容を再掲しています。

（1）障がい児支援の提供体制の整備等

1）重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

<参考>

●国の基本指針 大阪府の考え方

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置
- ・各市町村に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

【成果目標】

項目	年度	目標	現状
		令和5年度 (2023年度)	令和元年度 (2019年度)
児童発達支援センターの設置		福祉型 1か所 医療型 2か所	福祉型 1か所 医療型 2か所
保育所等訪問支援を実施する事業所数		3か所	3か所

【現状・考え方】

- ・児童発達支援センターの設置については、市内に福祉型児童発達支援センター1か所、医療型児童発達支援センター2か所を設置済みです。第1期計画に引き続き、利用環境の整備に努めます。
- ・保育所等訪問支援については、第1期計画では4か所としていましたが、これまでの利用実績などから、第2期計画期間の目標値は3か所と設定します。他の巡回・派遣型事業と連携し、役割分担をしながら、訪問支援がスムーズに実施できるよう課題を整理し、支援の充実を図ります。

2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

<参考>

- 国の基本指針
 - ・令和5年度末までに、各市町村に1か所以上確保する
- 大阪府の考え方
 - ・大阪府の成果目標を、令和元年度時点の大阪府の重症心身障がい児の数に占める各市町村の重症心身障がい児の数で按分した数値を踏まえ、目標値を設定
(本市においては児童発達支援事業所1か所、放課後等デイサービス事業所2か所)

【成果目標】

項目	年度	目標	現状
		令和5年度 (2023年度)	令和元年度 (2019年度)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数		3か所	3か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数		4か所	4か所

【現状・考え方】

- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所については、第1期計画では4か所としていましたが、これまでの利用実績や支援ニーズの動向などから、第2期計画期間の目標値を3か所と設定します。今後も利用実績や支援ニーズの把握に努めながら、重症心身障がい児の療育を進める体制整備に努めます。
- ・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所については、これまでの利用実績などから、第2期計画期間においても目標値を4か所と設定します。今後も利用実績や支援ニーズの把握に努めながら、重症心身障がい児の療育を進める体制整備に努めます。

3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

<参考>

- 国の基本指針
 - ・令和5年度末までに、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置する
- 大阪府の考え方
 - ・令和5年度末までに医療・障がい福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名を配置

【成果目標】

項目	年度	目標	現状
		令和5年度 (2023年度)	令和元年度 (2019年度)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		設置済	設置済
医療的ケア児等コーディネーターの配置数		1名	1名

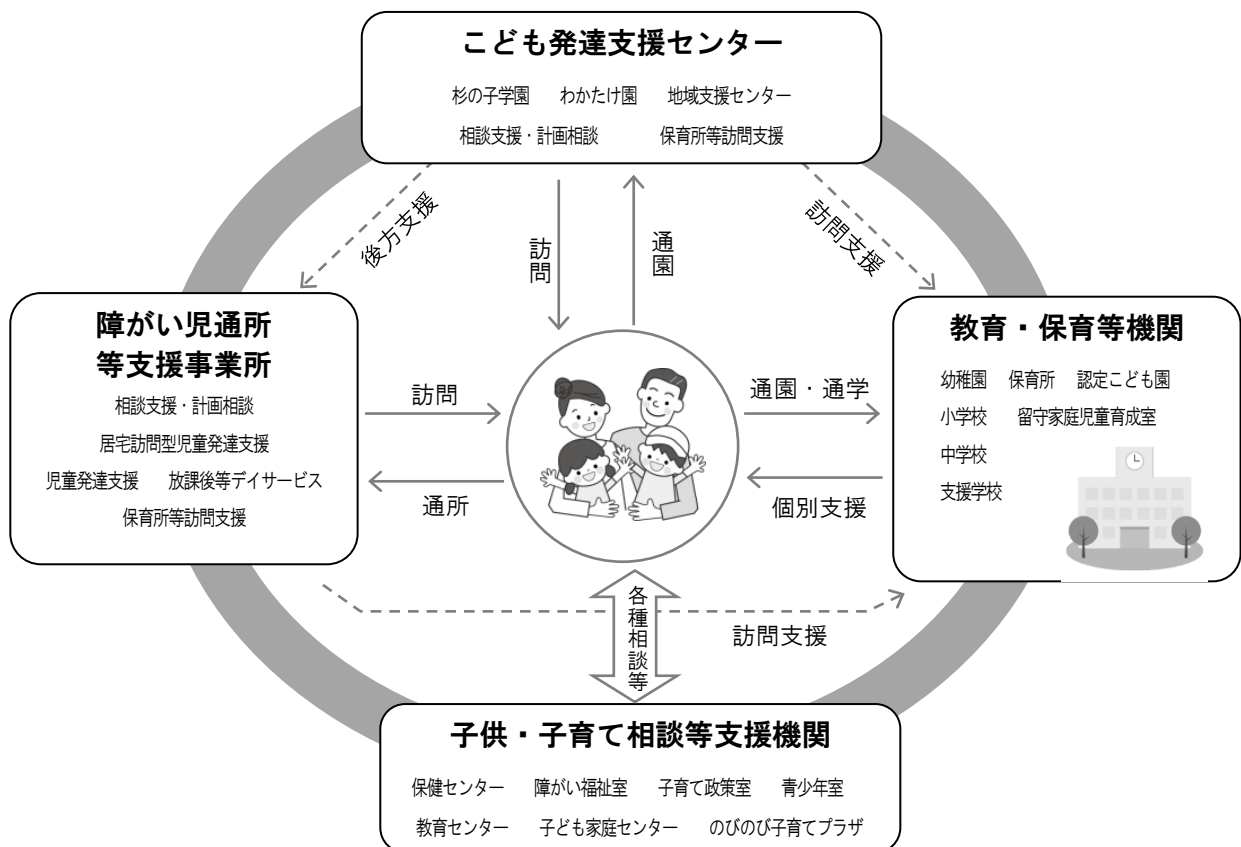
【現状・考え方】

- ・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るため、吹田市域療育等関係機関連絡会を医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場と位置付けています。
- ・コーディネーターの配置については、大阪府の研修を修了したコーディネーターをこども発達支援センターに配置しています。こども発達支援センターでは医療・福祉の専門職が連携を図る体制を構築しており、同センターの連携体制の中で、コーディネーターを中心に関連分野の支援の調整に当たることにより、医療・福祉の両観点からの支援体制を整えます。また、保健センターが担う小児慢性特定疾病児や医療的ケア児の支援と連携し、必要に応じて民間事業所にも参加を呼びかけ、支援の充実に努めます。

成果目標に係る主な取組

- (ア) 本市の障がい児支援の拠点施設であるこども発達支援センターと障がい児通所支援サービス事業所との連携強化を図り、事業所への訪問巡回や、吹田市障がい児支援事業者等連絡会の活動を通じた情報共有や課題解決に向けた研修の実施等により、療育水準の向上に努めます。
- (イ) こども発達支援センター等で実施している保育所等への巡回相談などの巡回・派遣型事業と連携し、役割分担をしながら、訪問支援がスムーズに実施できるよう課題を整理し、支援の充実を図ります。
- (ウ) 早期発見・早期療育に向けた取組を推進するため、母子保健を担当する保健センターや、幼稚園、保育所、認定こども園や吹田市域療育等関係機関連絡会との連携を強化し、相談体制を整備するとともに、親子教室の充実や児童発達支援事業所等との連携、療育支援の必要な児童とその家族の把握に努めます。

こども発達支援センターを拠点とした療育支援<イメージ図>



- (エ) 療育支援に当たっては、児童の特性に応じて、乳幼児期から就学後までライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。特に小学校就学時の関係支援機関の移行期には、それまでの支援が途切れることのないよう、丁寧な引き継ぎや継続支援体制の確保に努めます。
- (オ) 引き継ぎにおいては、児童の障がいの特性を関係者間で共有し、具体的な支援につなげるよう、児童の成長記録や支援記録等を記載したファイルである「発達支援手帳すいすいのーと」の活用促進に取り組み、ライフステージごとの課題や情報の共有を図ります。また、相談支援事業者を中心としたサービス担当者会議を推進するとともに、日常支援としてモニタリングの機会を通じ、保育・教育機関と通所支援事業者の情報共有がスムーズに行われるよう、課題の分析、仕組みの検討を行います。
- (カ) 発達障がいのある児童の家族への支援として、子供の特性を理解し、具体的な対応の仕方等について学ぶ、保護者を対象とした支援プログラムの充実に取り組みます。また、こども発達支援センターにおける、卒園児や在園児の保護者を対象とした交流会や、保護者や本人同士等の集まる場の提供についても、取組の充実を目指します。
- (キ) 市民アンケートにおいて、進学や訓練、就職など進路のことへの気がかりの割合が高かったことを踏まえ、障がい福祉室や関係部局と連携し、18歳以降の支援体制についての情報発信に努めます。
- (ク) 医療的ケアが必要な児童の支援を推進していくため、こども発達支援センターに配置する医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、重症心身障がい児を対象とする児童発達支援、放課後等デイサービス等の通所支援等の充実を進めます。また、新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据え、居宅介護や訪問看護等について、関係機関と連携し、個々の医療的ケア児の発達段階に応じた支援を推進します。

(2) 相談支援体制の充実・強化等【障がい福祉計画再掲】

目 標

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

目標設定に当たっての考え方

本市においては、基幹相談支援センター及び市内6ブロックに障がい者相談支援センターを設置していることから、さまざまな障がい種別や多様なニーズに対応できる相談支援機関となるよう、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを成果目標とします。

成果目標達成に向けての取組

- ・高齢者や障がい児等の各分野にまたがる課題について、相談から適切な支援につなげるため、相談支援及びその他関係機関との連携体制の構築に取り組みます。また、地域自立支援協議会及び居住支援協議会（Osakaあんしん住まい推進協議会）との連携にも努めます。
- ・さまざまな障がいのうち、発達障がいは、診断までに時間を要するなど「見えにくい」障がいとして考えられることから、支援の入り口部分である相談や支援について、大阪府と連携しながら体制強化を図り、発達障がい者の意向を尊重し、最適なサービスにつなぐことができるよう取り組みます。また、発達障がいのある児童の家族への支援として実施しているペアレントトレーニング及びペアレントプログラム（※1）については、引き続き受講者数の増加をめざします。

目標達成に関連する主な活動指標

項目	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
<発達障がい>ペアレントトレーニングやペアレントプログラム（※1）等の支援プログラム等の受講者数	年間受講者数 (人/年)	38	47	56

（※1）発達障がいのある児童の家族への支援として、保護者が子供の発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけることができるよう実施する支援プログラム。

(3) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【障がい福祉計画再掲】

目 標

- ・ 障害福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行います。
- ・ 不正請求等の未然防止や発見のため、監査を担う福祉指導監査室と審査事務を担う子育て政策室及び障がい福祉室との連携体制を強化します。
- ・ 府内の指定権限を有する市町村等と、指導監査における課題や対応策について協議するとともに、適宜、情報を共有します。

目標設定に当たっての考え方

国の基本指針及び大阪府の考え方を踏まえ、事業所指定の権限を持つ本市の状況に置き換えて、目標を設定します。

成果目標達成に向けての取組

- ・ 障害福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目については、事業者に対する集団指導等で注意喚起を行い、不正請求等の未然防止に向けた取組を継続します。
- ・ 福祉指導監査室が行う実地指導の結果について、子育て政策室及び障がい福祉室と情報共有し、報酬の審査体制の強化に向け、引き続き取り組みます。
- ・ 大阪府が設置する「指定指導に関する調整会議」に出席し、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議するとともに、様々な機会を捉えて、府内市町村等と情報共有し、指導監査等を適正に行います。
- ・ 基幹相談支援センター等職員については、大阪府等が実施する研修を受講するなど、総合的かつ専門的な相談支援の技術向上に努めます。また、各事業者においても、職員の支援技術の向上に取り組めるよう、大阪府等が実施する研修の情報提供を行うなど、連携して人材育成に取り組めます。

目標達成に関連する主な活動指標

項目		年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	年間参加人数（人/年）		31	31	31
	体制の有無		有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	年間実施回数（回/年）		1	1	1
	体制の有無		有	有	有
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	年間実施回数（回/年）		2	2	2

3 障がい児支援の利用見込みとその確保策

成果目標を達成するため、障がい児支援の種類ごとの各年度における必要な量（活動指標）を設定します。障がい児通所支援等の必要量を見込むに当たっては、国の基本指針及び大阪府の考え方を踏まえ、それぞれの支援の月間実利用見込者数に、1人当たり月平均利用量を乗じた数量を見込量として積算することを基本とします。

また、第6期障がい福祉計画にある活動指標のうち、障がい児支援の提供体制に関連する事項については、内容を再掲しています。

（1）障がい児通所支援等

サービス名	サービス内容
児童発達支援	知的発達に障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を提供します。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に、児童発達支援及び治療を提供します。
放課後等デイサービス	学齢期の障がい児に、放課後や夏休み等において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等に通う障がい児に、保育所等における集団生活の適応のための専門的支援を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	外出困難な重度の障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を提供します。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用者に、サービス利用計画書を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を提供します。

【実績】（月平均の利用児童数（人/月）、利用日数総数（人日/月）、訪問回数（回/月））

項目		年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度) (※2)
児童発達支援	利用児童数(人)(※1)		534	637	627
	利用日数総数(人日)		3,444	3,994	3,536
医療型児童発達支援	利用児童数(人)(※1)		64	59	44
	利用日数総数(人日)		728	689	425
放課後等デイサービス	利用児童数(人)(※1)		1,124	1,364	1,454
	利用日数総数(人日)		7,633	8,908	9,147
保育所等訪問支援	利用児童数(人)		3	4	4
	訪問回数(回)		9	15	13
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数(人)		0	2	2
	訪問回数(回)		0	5	5
障がい児相談支援	利用児童数(人)		213	288	342

(※1) 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの利用児童数は、延べ人数

(※2) 令和2年度(2020年度)は令和2年9月までの数値

【見込量】（月平均の利用児童数（人/月）、利用日数総数（人日/月）、訪問回数（回/月））

項目		年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援	利用児童数(人)(※3)		507	537	569
	利用日数総数(人日)		4,053	4,295	4,553
医療型児童発達支援	利用児童数(人)(※3)		55	55	55
	利用日数総数(人日)		660	660	660
放課後等デイサービス	利用児童数(人)(※3)		1,303	1,538	1,814
	利用日数総数(人日)		11,728	13,838	16,329
保育所等訪問支援	利用児童数(人)		5	5	5
	訪問回数(回)		17	19	19
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数(人)		4	4	4
	訪問回数(回)		20	20	20
障がい児相談支援	利用児童数(人)		427	533	666

(※3) 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの利用児童数は、実人数

【見込量確保のための方策】

- ・多様な事業所の参入やサービスの周知が進んだことにより、サービスを利用する児童数及び利用量の拡大が図られました。特に「放課後等デイサービス」と「児童発達支援」は、市民アンケートにおいても、利用意向が高く、第2期計画期間中も利用量の拡大が見込まれます。今後もサービスが必要な児童がスムーズに支援を受けることができるよう制度の周知や体制整備に取り組むとともに、支援の質の向上と支援内容の適正化に努めます。
- ・支援の質の向上に関しては、市民アンケートにおいても、事業所の質向上を望む割合が高かったことも踏まえ、障がい児通所支援サービス事業所に対して、研修の開催、報酬請求の過誤に対する指導、指導監査の適正な実施など支援の質の向上のための取組を推進します。
- ・支援ニーズに沿った適切な利用計画を作成し、必要に応じ家族への支援を含めたきめ細かな支援を提供するために、障がい児相談支援を実施する事業者に対し、コーディネーター機能強化に向けた研修や啓発を実施するなど、相談支援体制の充実・強化に努めます。

(2) 地域生活支援事業

障がい児等療育支援事業【障がい福祉計画再掲】

在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、療育の技術向上等を目的とする機関支援や研修を行うとともに、療育等の実施機関との重層的な連携を図ります。

【実績と見込量】

年度		実績		実績見込	見込量		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障がい児等 療育支援事業	実施箇所数	—	—	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- ・障がい児等の支援を行う事業所等に対し療育や相談に関する助言や、支援技術向上のための研修等を行います。

(3) 子ども・子育て支援等

吹田市子ども・子育て支援事業計画は、地域の子育て支援の一層の充実を図ることを目的として策定しています。第2期障がい児福祉計画は、子ども・子育て支援事業計画との調和を保ちつつ、子育て支援施策と連携を図りながら支援体制の充実に努めます。

障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、子ども・子育て支援等の利用ニーズ把握及びその提供体制の整備に努めます。

第2期障がい児福祉計画期間における障がいのある児童や特別な配慮を必要とする児童の受け入れに関する定量的な目標については、次のように設定します。

【実績】

項目		年度	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
保育所	利用児童数(人) ※1		149	117	113
認定こども園	利用児童数(人) ※1		34	45	50
放課後児童クラブ (留守家庭児童育成室)	利用児童数(人) ※2		173	164	159

(※1) 各年度4月1日現在の人数

(※2) 各年度5月1日現在の人数

【見込量】

項目		年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保育所	利用児童数(人)		120	120	120
認定こども園	利用児童数(人)		50	50	50
放課後児童クラブ (留守家庭児童育成室)	利用児童数(人)		165	165	165

【見込量確保のための方策】

- ・ 保育所等においては、発達支援保育制度（※3）及び要配慮保育制度（※4）により、障がい児の受け入れを実施します。私立保育所等には介助員配置に対し、助成金を交付して受け入れ体制の整備を図ります。また、こども発達支援センター等の専門職員による巡回相談を実施し、保育支援や保護者支援を行います。
- ・ 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成室）においては、特別な配慮を必要とする児童の受け入れに対して、必要に応じて指導員等を加配し、こども発達支援センター等の専門職員による巡回相談などを実施し保育に当たります。また、一定の要件を満たす児童については、モデル事業として5、6年生の受け入れを行います。

（※3）3歳児以上の発達に配慮を要する児童で、療育・医療機関から保育所等での集団保育を勧められた場合や保育所等での集団保育の必要性が特に認められる場合に、保護者に就労等の保育を必要とする事由がなくても保育所等の利用できる制度

（※4）就労等の事由で保育所等の利用を希望し、保育所等の生活において発達の支援を希望する場合に利用できる制度

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

1 実施体制と進行管理

(1) 実施体制

第4期吹田市障がい者計画の基本理念及び基本的方向性に基づき、第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画については、福祉部と児童部が共同で取組を推進するとともに、庁内関係所管や他の行政機関、障がい当事者及び障がい福祉団体その他地域団体等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な施策の推進に取り組みます。

(2) 進行管理体制

計画の円滑な推進を図るために、PDCAサイクルを導入し、取組状況や実績をとりまとめ、計画の達成状況の分析及び評価を行い、必要に応じて、計画の変更や事業の見直し等について検討します。

なお、分析及び評価にあたっては、吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会において進捗状況の報告を行い、意見交換や議論等により、障がい当事者の実態を把握するとともに、計画の推進にあたり意見等の反映に努めます。

